

2025年4月版

解約返戻金抑制型医療保険

## ハローキティの 医療保険



HELLO KITTY  
©2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L654640

### 契約締結前交付書面（ご契約の概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「ご契約の概要」「注意喚起情報」は、ご契約の内容などに関する重要な情報を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

※この「契約締結前交付書面（ご契約の概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」中の「当社」は「フコクしんらい生命保険株式会社」を指します。

**！** この商品はフコクしんらい生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

医療保険のお申込みは信用金庫へ

この街と生きていく

引受保険会社

**SHINKIN 信用金庫**

**フコクしんらい**  
smart life partner

### ご確認ください

- 本商品は、フコクしんらい生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険制度の対象外となります。（保険契約者保護制度の対象となります。）
- 本商品にご加入いただくか否かが、募集代理店（信用金庫）とお客さまとの他の取引に影響を与えることはありません。
- 募集代理店（信用金庫）の保険募集指針および相談窓口については募集代理店（信用金庫）にご確認ください。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額、解約返戻金額などが削減されることがあります。
- フコクしんらい生命は生命保険契約者保護機構の会員です。生命保険契約者保護機構につきましては、『契約締結前交付書面（ご契約の概要・注意喚起情報）』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- 解約返戻金抑制型医療保険、医療保険用保険料払込免除特約、先進医療特約、退院後通院特約、特定8疾病・特定感染症入院特約、介護保障定期保険特約には、解約返戻金はありません。**
- 軽度介護保障特約について、解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**
- 医療保険用保険料払込免除特約を付加したご契約の解約返戻金額は、この特約を付加しない場合の解約返戻金額と同額になります。**
- 生命保険募集人（信用金庫の担当者）は、お客さまとフコクしんらい生命との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してフコクしんらい生命が承諾したときに有効に成立します。担当者（募集代理店である信用金庫の生命保険募集人）の権限などに関しまして確認をご希望の場合には、フコクしんらい生命お客さまサービス室までご連絡ください。
- 当パンフレットは2025年1月現在の公的保障制度にもとづいて作成しています。
- 本商品のご検討・お申込みに際しましては、必ずこの商品に関する重要事項をご説明した書類である『契約締結前交付書面（ご契約の概要・注意喚起情報）』をご確認ください。

#### 【お取引信用金庫の事業性ローンをご利用されている関係先のお客さまへ】

法令上の定めにより、募集代理店となる信用金庫において、つぎのいずれかに該当するお客さま（\*1）が保険契約者（\*2）になる場合は、お取引いただける金額に制限があります。

- ① 事業性ローンをご利用の企業（含代表者）・個人事業主の会員のお客さま
- ② 事業性ローンをご利用の企業等（従業員20名以下）にお勤めの会員のお客さま
- ③ 事業性ローンをご利用の企業等（従業員21名以上）にお勤めのお客さま

当該信用金庫では、保険契約者一人あたり通算で以下の金額までご契約いただけます。

- 疾病入院給付金日額5,000円、特定8疾病・特定感染症入院給付金日額5,000円、疾病入院給付金日額と特定8疾病・特定感染症入院給付金日額を合算して10,000円
- 認知症診断給付金（介護保障定期保険特約を付加した場合）と認知障害給付金（軽度介護保障特約を付加した場合）の金額を合算して100万円
- 介護保険金（介護保障定期保険特約を付加した場合）と軽度介護給付金（軽度介護保障特約を付加した場合）の金額を合算して100万円

（\*1）ご利用状況を別途確認させていただきます

（\*2）被保険者についても別途加入制限される場合がありますので、詳細は生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問合わせください

※ ①②について、本書面の裏面「募集代理店」欄に記載の信用金庫の会員以外のお客さまは、当該信用金庫から本商品にご加入いただけません

※ 詳細は生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問合わせください

告知サポート  
ダイヤル

【健康告知に関するご照会について】

**TEL 0120-998-259**

受付時間 9:00～17:00

（土、日、祝日、年末年始など）  
当社休業日を除きます

フコクしんらい生命  
お客さま  
サービス室

【ご契約後のご照会・お申出（\*）などについて】

**TEL 0120-700-651**

受付時間 9:00～18:00

（土、日、祝日、年末年始など）  
当社休業日を除きます

（\*）住所、電話番号および契約内容の変更・給付金等の支払手続きに関するご照会等



[募集代理店]

[引受保険会社]

フコクしんらい生命保険株式会社

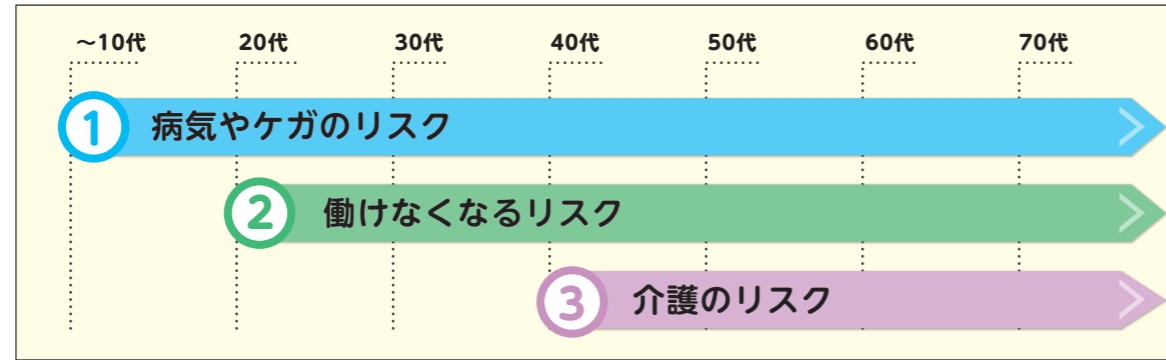
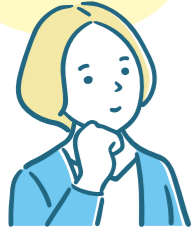
〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1  
TEL 03-6731-2100（代表）  
ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>

SK2504-F15

募AFS1424017 (25. 2)

ライフステージに応じたさまざまなリスクにそなえられる保険です

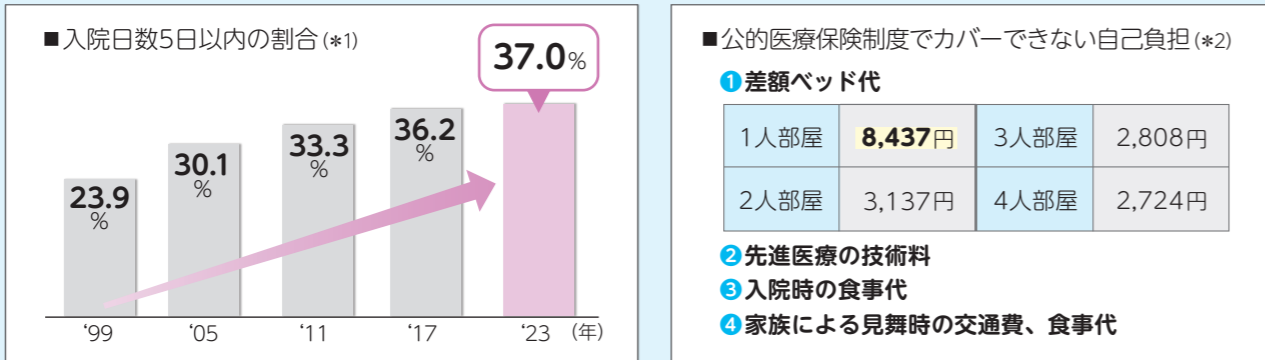
どれが  
気になりますか？



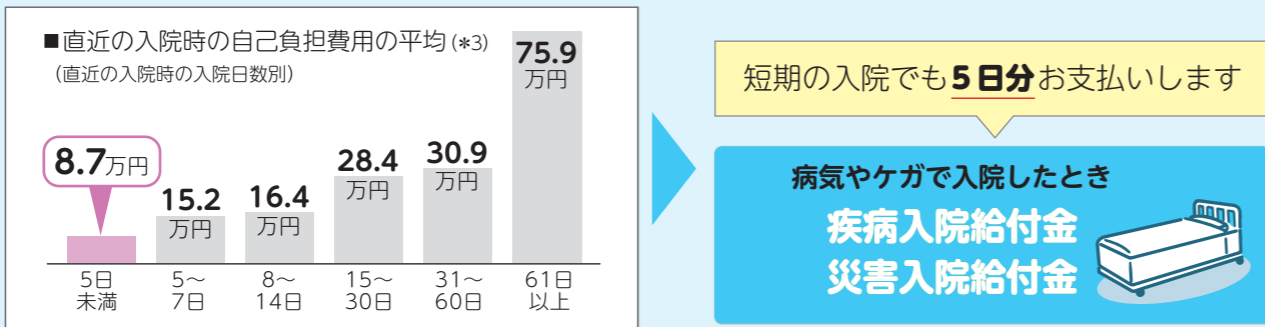
1 病気やケガのリスク

入院について

●入院日数は年々短期化傾向にあります。短期間の入院でも、入院や治療による出費が予想されます



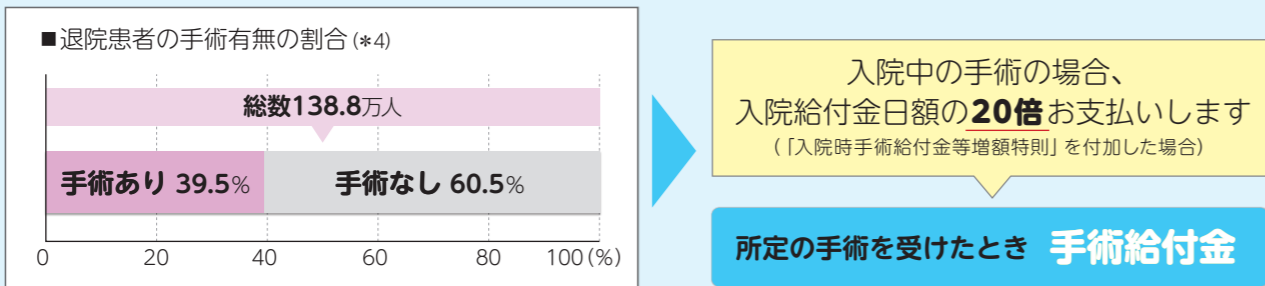
●5日未満の短期入院でも、平均で約8万円の自己負担費用が発生しています



※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含みます  
※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります

手術について

●退院した患者のうち、およそ3人に1人が入院中に手術を受けています



通院について

●退院した患者のうち、8割以上が退院後に通院しています

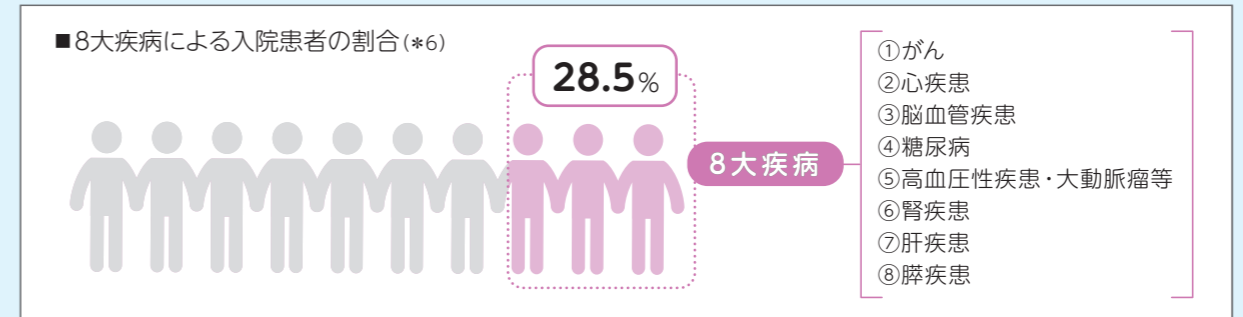


退院後に通院した場合、1回の入院につき、  
通院日数 **30日まで** お支払いします

退院後通院特約 **通院給付金**

8大疾病について

●8大疾病は入院患者の約3割を占めており、場合によっては、命に関わるような病気もあります



■8大疾病の患者数(\*7)

がん	約 395.3 万人
心疾患	約 357.8 万人
脳血管疾患	約 188.6 万人
糖尿病	約 552.3 万人
高血圧性疾患	約 1,617.3 万人
腎疾患	約 89.3 万人
肝疾患	約 51.6 万人
膵疾患	約 10.0 万人

■傷病別平均在院日数(\*8)

がん	14.4 日	脳内出血	101.4 日
急性心筋梗塞	15.4 日	くも膜下出血	104.5 日
心不全	41.6 日	脳梗塞	65.6 日

入院期間が短期化傾向にある一方で、病気によっては  
**入院期間が3か月を超える**  
ケースもあります

特定8疾病または特定感染症で入院したとき  
主契約の**疾病入院給付金**に加えてお支払いします

特定8疾病・特定感染症入院特約  
**特定8疾病・**  
**特定感染症入院給付金**

(\*1) 厚生労働省「1999年、2005年、2011年、2017年、2023年 患者調査」より当社算出 (\*3) (公財)生命保険文化センター「2022年度 生活保障に関する調査」  
(\*2) 厚生労働省 中央社会保険医療協議会「主な選定療養に係る報告状況 令和5年7月1日現在」 (\*4) 厚生労働省「2023年患者調査」より当社算出

(\*5) (\*6) (\*7) (\*8) 厚生労働省「2023年患者調査」より当社算出

2 働けなくなるリスク

保険料払込免除について

●病気の治療がうまくいっても、いままでのように働くことができない場合もあります

■疾患罹患後の勤め先の就業継続・退職の状況(\*9)



■診断時の進展度分布(上皮内がんの占率)(\*10)

部位	占率
全部位	10.7%
子宮頸部	67.5%
膀胱	46.0%
大腸(結腸・直腸)	20.9%
乳房	10.8%
食道	9.2%

「がん」は上皮内がんも保障します

上皮内がんとは  
がん細胞が上皮内にとどまっており、それ以上は浸潤していない初期のがんのことをいいます。  
※部位によって上皮内がんの定義は異なります

がん (基底膜を超えて浸潤している)  
上皮内がん (基底膜を超えていない)

特定3疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)で入院したとき、**以後の主契約・特約の保険料の払込みは不要**になります

**医療保険用保険料払込免除特約**

3 介護のリスク

介護について

●要介護になると多額の費用がかかります



例えば、自宅への手すり設置・車いす購入などの初期費用がかかる可能性があります

■自費で購入等した場合の初期費用例(目安)(\*12)

手すり	廊下・階段・浴室用など：2万円～ ※サイズ・素材により金額は異なります(工事費別途)
車いす	自走式：5～21万円 電動式：30～67万円
ポータブルトイレ	水洗式：3～7万円 シャワー式：13～19万円

※一定の福祉用具や住宅改修については、公的介護保険の対象となる場合があります

認知症・介護を、**予防・早期の段階から進行の状態に合わせて保障**いたします

**介護保障定期保険特約**  
**軽度介護保障特約**

「ハローキティの医療保険」は、**3つのプランから選択**できます

※下記のおすすめプラン以外でも自由設計によりプランを設定することができます  
くわしくは10ページをご覧ください



保障内容一覧		プレミアムプラン	スタンダードプラン	ライトプラン	
解約返戻金抑制型医療保険(主契約)	入院	●	●	●	
	手術	●	●	●	
	治療	放射線治療給付金	●	●	●
		骨髄移植治療給付金	●	●	●
		先進医療定額給付金	●	●	●
		骨髄ドナー給付金	●	●	●
	特則	入院時手術給付金等増額特則	●	●	●
		特定8疾病入院無制限特則	●	●	●
	+		+	+	+
	各種特約	医療保険用保険料払込免除特約	●	●	●
先進医療特約		●	●	●	
退院後通院特約		●	●	●	
特定8疾病・特定感染症入院特約		●	●	●	
介護保障定期保険特約		●	●	●	
軽度介護保障特約		●	●	●	
特則	生存給付金特則	●	●	●	

詳細は5ページ

詳細は6ページ

詳細は7ページ

(\*9) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「2024年3月 治療と仕事の両立に関する実態調査(患者WEB調査)」  
 (\*10) 厚生労働省「2020年 全国がん登録 罹患数・率 報告」表5-1 進展度・総合(%)：部位別 B.上皮内がんを含む  
 (\*11) (公財)生命保険文化センター「2024(令和6)年度 生命保険に関する全国実態調査<速報版>」※合計金額は、上記データをもとに当社算出  
 (\*12) (公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとに当社作成

ライフステージとリスク  
おすすめプラン  
商品説明  
自由設計  
支払事由  
Q&A  
保険料表  
健康告知  
公的保障制度  
サービス  
ご契約の概要  
注意喚起情報  
Web約款のご案内

解約返戻金抑制型医療保険 (主契約)

入院給付金日額：5,000円／保険期間 (保険料払込期間)：終身  
 入院時手術給付金等増額特則：付加／特定8疾病入院無制限特則：付加



		お支払額	お支払限度
入院	疾病入院給付金 ●5日以内の入院 <b>25,000円</b> (入院給付金日額 5,000円×5日) 特定8疾病による入院について支払日数無制限	●6日以上の入院 <b>5,000円×入院日数</b> (入院給付金日額 5,000円×5日)	1回の入院につき <b>60日</b> (通算1,095日) 特定8疾病による入院について支払日数無制限
	災害入院給付金	入院中 <b>100,000円</b> (入院給付金日額 5,000円×20倍) 外来 <b>25,000円</b> (入院給付金日額 5,000円×5倍)	なし
治療	放射線治療給付金 (入院給付金日額 5,000円×20倍)	<b>100,000円</b>	なし (60日に1回)
	骨髄移植治療給付金 (入院給付金日額 5,000円×20倍)	<b>100,000円</b>	なし
	先進医療定額給付金 (入院給付金日額 5,000円×10倍)	<b>50,000円</b>	なし
	骨髄ドナー給付金 (入院給付金日額 5,000円×10倍)	<b>50,000円</b>	保険期間を通して 1回

●解約返戻金抑制型医療保険(主契約)に付加できる特則

入院時手術給付金等増額特則	この特則を付加した場合、「手術給付金(入院中の手術)」「放射線治療給付金」「骨髄移植治療給付金」のお支払額が、入院給付金日額の10倍から20倍に増加します。入院時手術給付金等増額特則を付加した場合でも、手術給付金のお支払対象となる手術は同一となります。
特定8疾病入院無制限特則	この特則を付加した場合、特定8疾病による入院について、1回の入院についての支払限度(60日)や通算支払限度(1,095日)を超えて「疾病入院給付金」をお支払いします。

- 責任開始日以後に「発病した病気」「発生した不慮の事故によるケガ」の保障となります。
- 主契約・特約ともに、被保険者がお亡くなりになられた場合、ご契約は消滅します。契約者配当金はありません。
- 支払事由・免除事由の詳細などにつきましては、11・12ページ「支払事由」、13～16ページ「Q&A」、33～53ページ「契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 自由設計によりプランを設定することもできます。くわしくは10ページをご覧ください。

医療保険用保険料払込免除特約

保険期間 (保険料払込期間)：終身

**特定3疾病 (がん、心疾患、脳血管疾患) で入院されたとき、以後の主契約・特約の保険料のお払込みは不要になります。(保障は継続します)**

※保険料のお払込み免除の対象となる「がん」「心疾患」「脳血管疾患」について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください  
 ※「がん」については、上皮内がんを含み、90日の免責期間があります

先進医療特約

保険期間 (保険料払込期間)：10年 (85歳まで自動更新)

	お支払額	お支払限度
先進医療給付金 (入院給付金日額 5,000円×5日)	<b>先進医療の技術費</b> (入院給付金日額 5,000円×5日)	<b>通算2,000万円</b>

※お支払いの対象となる先進医療は、先進医療定額給付金と同じです

退院後通院特約

通院給付金日額：5,000円／保険期間 (保険料払込期間)：終身

	お支払額	お支払限度
通院給付金 (入院給付金日額 5,000円×5日)	<b>通院給付金日額</b> <b>5,000円×通院日数</b>	1回の入院のその通院につき <b>30日</b> (通算制限なし)

※支払対象期間は主契約 (解約返戻金抑制型医療保険) の疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間です

特定8疾病・特定感染症入院特約

入院給付金日額：5,000円／保険期間 (保険料払込期間)：終身／特定8疾病入院無制限特則：付加 (\*)

	お支払額	お支払限度
特定8疾病・特定感染症入院給付金	5日以内の入院 <b>25,000円</b> (入院給付金日額 5,000円×5日)	1回の入院につき <b>60日</b> (通算1,095日) 特定8疾病による入院について支払日数無制限
	6日以上 の入院 <b>入院給付金日額</b> <b>5,000円×入院日数</b>	

(\*) 主契約 (解約返戻金抑制型医療保険) に特定8疾病入院無制限特則が付加されている場合、この特約にもこの特則が付加されます

- お支払いの対象となる「特定8疾病」**  
 ①がん(上皮内がんを含みます) ②心疾患 ③脳血管疾患 ④糖尿病 ⑤高血圧性疾患・大動脈瘤等 ⑥腎疾患 ⑦肝疾患 ⑧脾疾患
- お支払いの対象となる「特定感染症」**…「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている、一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症をいいます。

介護保障定期保険特約 (死亡保険金不担保特則付)



プレミアム

特約保険金額：500,000円／保険期間 (保険料払込期間)：10年 (85歳まで自動更新)

	お支払額	お支払限度
<b>認知症診断給付金</b>	<b>500,000円</b> (特約保険金額)	<b>1回</b> (免責期間90日)
<b>介護保険金</b>	<b>500,000円</b> (特約保険金額)	<b>いずれか1回</b> お支払後に介護保障定期保険特約は消滅
<b>特約高度障害保険金</b>		

軽度介護保障特約



プレミアム

特約基準金額：500,000円／生存給付金額：30,000円／保険期間 (保険料払込期間)：10年 (85歳まで自動更新)

	お支払額	お支払限度
<b>認知障害給付金</b>	<b>25,000円</b> (特約基準金額の5%)	<b>1回</b> (免責期間90日)
<b>要支援給付金</b>	<b>100,000円</b> (特約基準金額の20%)	<b>1回</b>
<b>軽度介護給付金</b>	<b>500,000円</b> (特約基準金額) (要支援給付金支払後は400,000円)	<b>1回</b> お支払後に軽度介護保障特約は消滅

※軽度介護保障特約は介護保障定期保険特約 (死亡保険金不担保特則付) を付加した場合のみ付加できます

●軽度介護保障特約に付加できる特則

生存給付金特則	お支払額	お支払限度
<b>予防・治療給付金 (生存給付金)</b>	<b>30,000円</b>	<b>なし</b> 軽度介護保障特約消滅まで

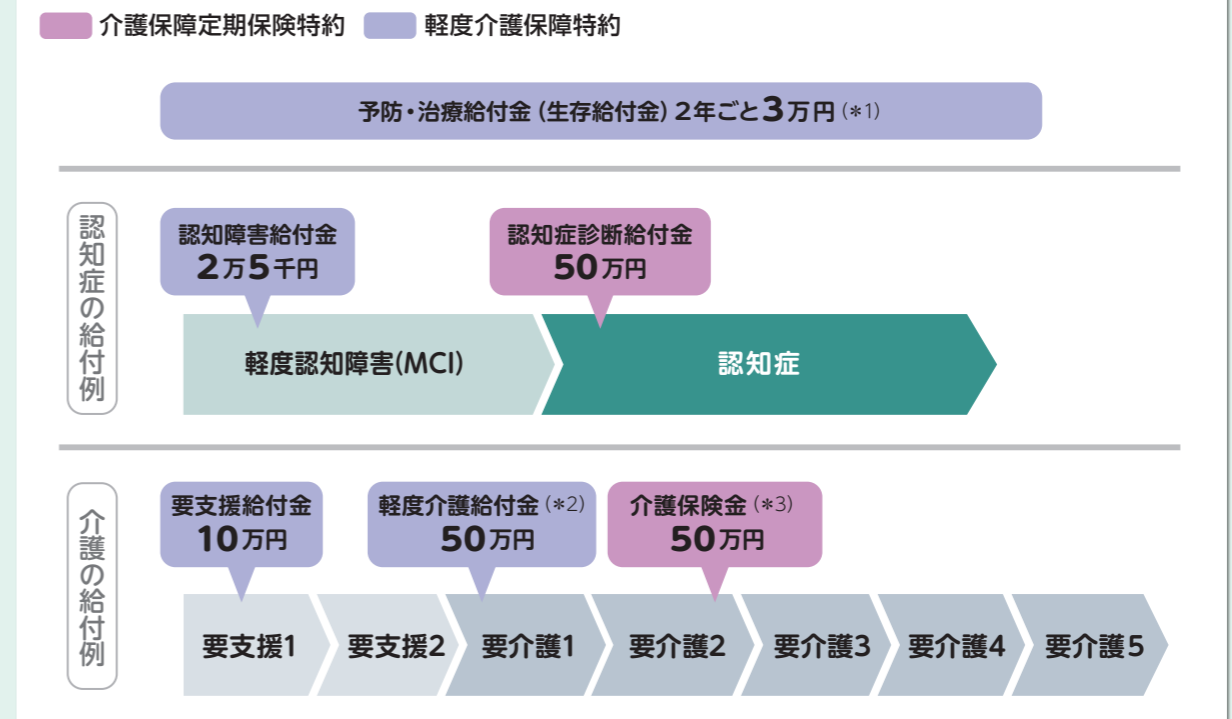
- 主契約・特約ともに、被保険者がお亡くなりになられた場合、ご契約は消滅します。契約者配当金はありません。
- 支払事由・免除事由の詳細などにつきましては、11・12ページ「支払事由」、13～16ページ「Q&A」、33～53ページ「契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 自由設計によりプランを設定することもできます。くわしくは10ページをご覧ください。

次のいずれかの事由に該当されたときに給付金もしくは保険金をお受け取りいただけます。

お支払いする給付金等		支払事由
介護保障定期保険特約 死亡保険金不担保特則付	認知症診断給付金	認知症給付の責任開始日以後、初めて所定の認知症に罹患していると診断確定されたとき
	介護保険金	つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度の要介護2以上に該当していると認定されたとき (2) 所定の要介護状態に該当したとき
	特約高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき
軽度介護保障特約	認知障害給付金	認知障害給付の責任開始日以後、初めて所定の認知障害 (軽度認知障害 (MCI)・認知症) と診断確定されたとき
	要支援給付金	公的介護保険制度の要支援1または要支援2に該当していると認定されたとき
	軽度介護給付金	つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度の要介護1以上に該当していると認定されたとき (2) 所定の要介護状態に該当したとき (3) 所定の高度障害状態に該当したとき
	予防・治療給付金 (生存給付金) ※生存給付金特則を付加した場合	ご契約後2年ごとの契約応当日の前日の満了時または特約保険期間の満了時に生存しているとき

給付例

プレミアムプラン (左頁における介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約の場合)



- (※1) 予防・治療給付金 (生存給付金) は軽度介護保障特約消滅までお支払いします
- (※2) 軽度介護給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約は消滅しますので、以後の予防・治療給付金 (生存給付金)、認知障害給付金、要支援給付金および軽度介護給付金はお支払対象外となります
- (※3) 介護保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、以後の認知症診断給付金、介護保険金等はお支払対象外となります

軽度認知障害 (MCI) といった早期の段階から、要介護状態まで幅広くそなえることができます!

**公的介護保険のしくみ**

公的介護保険は、すべての要介護(要支援)状態の人が給付対象となるわけではありません。  
※詳細は29ページをご確認ください

39歳以下	40歳～64歳(第2号被保険者)	65歳以上(第1号被保険者)
✕ 対象外	○ 加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護(要支援)状態のみ保障	○ 原因にかかわらず要介護(要支援)状態を保障
	✕ 交通事故など、加齢以外を原因とする要介護(要支援)状態は対象外	

**公的介護保険の対象外の方にも保障される場合があります！**

介護保障定期保険特約の**介護保険金**は、公的介護保険の要介護2以上の認定によりお支払いしますが、当社が定める所定の状態でもお支払いします。  
軽度介護保障特約の**軽度介護給付金**も、公的介護保険の要介護1以上の認定によりお支払いしますが、当社が定める所定の状態でもお支払いします。

**「介護保険金」をお支払いする所定の状態とは**

被保険者がつぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたときにお支払いいたします。

- ① **「認知症による要介護状態(\*1)」**に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**90日**あること
- ② **「寝たきりによる要介護状態(\*2)」**に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**180日**あること

**「軽度介護給付金」をお支払いする所定の状態とは**

被保険者がつぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたときにお支払いいたします。

- ① **「認知症による要介護状態(\*1)」**に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**90日**あること
- ② **「日常生活動作における要介護状態(\*3)」**に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**180日**あること

**(\*1)「認知症による要介護状態」**

医師の資格をもつ者により所定の認知症と診断確定され、意識障害のない状態において、見当識障害があり、かつ、他人の介護を必要とする状態をいいます。  
見当識障害は、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- 時間の見当識障害：常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない
- 場所の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない
- 人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない

**(\*2)「寝たきりによる要介護状態」**

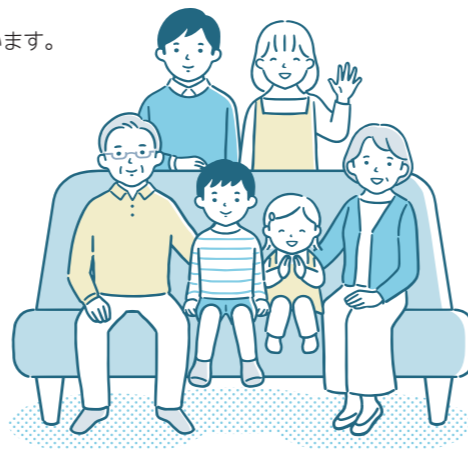
常時寝たきり状態で、つぎの(1)および(2)に該当して他人の介護を要する状態をいいます。

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと
- (2) つぎの①から④のうち2項目以上に該当すること
  - ① 衣服の着脱が自分ではできない
  - ② 入浴が自分ではできない
  - ③ 食物の摂取が自分ではできない
  - ④ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない

**(\*3)「日常生活動作における要介護状態」**

つぎの(1)～(5)のいずれかに該当して他人の介護を要する状態をいいます。

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない
- (2) 衣服の着脱が自分ではできない
- (3) 入浴が自分ではできない
- (4) 食物の摂取が自分ではできない
- (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない



	保険金・給付金額	保険期間* *保険期間と保険料払込期間は同一です
<b>解約返戻金抑制型医療保険(主契約)</b>	●入院給付金日額 5,000円/1万円 ※特定8疾病入院無制限特則、入院時手術給付金等増額特則を付加することが可能です	終身
<b>医療保険用保険料払込免除特約</b>	—	終身
<b>先進医療特約</b>	先進医療の技術費(通算2,000万円まで)	10年
<b>退院後通院特約</b>	通院給付金日額：主契約の入院給付金日額と同額	終身
<b>特定8疾病・特定感染症入院特約</b>	入院給付金日額： 主契約の入院給付金日額と同額(5,000円) ※主契約の入院給付金日額が5,000円の場合のみお取扱いが可能です ※主契約に特定8疾病入院無制限特則が付加されている場合、この特約にも特定8疾病入院無制限特則が付加されます	終身
<b>介護保障定期保険特約</b> 死亡保険金不担保特則付	●特約保険金額50万円または100万円(認知症診断給付金50万円または100万円) ●軽度介護保障特約を付加する場合： 特約保険金額50万円(認知症診断給付金50万円)	5、10、20、30年 ※保険期間満了時の年齢が85歳以下に限り ※5年は契約年齢76歳～80歳の場合に限り
<b>軽度介護保障特約</b> ※介護保障定期保険特約を付加した場合のみ、付加できます	●特約基準金額50万円、生存給付金額(*)1、3、5万円(認知障害給付金2.5万円、要支援給付金10万円、軽度介護給付金50万円) (*生存給付金特則を付加した場合)	介護保障定期保険特約と同一

	取扱内容
<b>契約年齢範囲</b>	0歳(生後15日以上)～80歳 ●先進医療特約を付加する場合は、上限が75歳となります。 ●介護保障定期保険特約、軽度介護保障特約を付加する場合は、下限が20歳となります。 ●被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。
<b>保険料払込方法</b>	口座振替月払/口座振替年払
<b>最低保険料</b>	口座振替月払：900円 口座振替年払：5,000円 ※特約を付加する場合は、特約保険料を含みます
<b>引受選択</b>	告知書扱
<b>法人契約における特別のお取扱い</b>	解約返戻金抑制型医療保険、医療保険用保険料払込免除特約、先進医療特約、退院後通院特約、特定8疾病・特定感染症入院特約の被保険者の契約年齢は、15歳以上となります。(介護保障定期保険特約の被保険者の契約年齢は、20歳以上となります。) ●第1回保険料について、振込みのお取扱いができません。 ●軽度介護保障特約はお取扱いできません。

※被保険者がすでに当社の保険商品に加入されている場合など、お申込みされてもご加入いただけないことがあります  
※被保険者の仕事内容によっては、ご加入金額に制限があることやご加入いただけないことがあります

主契約・特約	給付金	支払事由	支払限度
解約返戻金抑制型 医療保険	疾病入院給付金	病気で入院したとき	1回の入院につき60日 (通算1,095日)
	災害入院給付金	ケガで入院したとき (*1)	1回の入院につき60日 (通算1,095日)
	手術給付金	所定の手術を受けたとき (*2)	なし
	放射線治療給付金	所定の放射線治療を受けたとき (*3)	なし (60日に1回)
	骨髄移植治療給付金	所定の骨髄移植を受けたとき (*4)	なし
	先進医療定額給付金	所定の先進医療による療養を受けたとき (*5)	なし
	骨髄ドナー給付金	所定の骨髄移植のドナーになったとき (*6)	保険期間を通して1回
▼主契約に付加できる特則			
入院時手術給付金等 増額特則	特則を付加した場合、手術給付金等のお支払額はつぎようになります ●手術給付金(外来の手術):入院給付金日額の5倍 ●手術給付金(入院中の手術):入院給付金日額の20倍 ●放射線治療給付金:入院給付金日額の20倍 ●骨髄移植治療給付金:入院給付金日額の20倍 ●先進医療定額給付金:入院給付金日額の10倍 ●骨髄ドナー給付金:入院給付金日額の10倍		
特定8疾病入院 無制限特則	特定8疾病による入院について、1回の入院についての支払限度や通算支払限度を超えて疾病入院給付金をお支払いします		

医療保険用保険料払込免除特約	特定3疾病(がん(*7)、心疾患、脳血管疾患)で入院されたとき、以後の主契約・特約の保険料のお払込みは不要になります(保障は継続します)
----------------	--

主契約・特約	給付金	支払事由	支払限度
先進医療特約	先進医療給付金	所定の先進医療による療養を受けたとき (*5)	通算2,000万円
退院後通院特約	通院給付金	支払対象期間中に、入院の直接の原因となった病気またはケガの治療を目的とした通院をしたとき (*8)	1回の入院の その通院につき30日 (通算制限なし)
特定8疾病・ 特定感染症入院特約	特定8疾病・ 特定感染症入院給付金	特定8疾病または特定感染症により入院したとき (*9)	1回の入院につき60日 (通算1,095日)

- (\*1) 災害入院給付金は、不慮の事故の日から180日以内に開始した入院が対象です。「不慮の事故」については、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- (\*2) お支払いの対象となる手術とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術です。ただし、次の手術は、手術給付金のお支払対象となりません。  
①創傷処理 ②皮膚切開術 ③デブリードマン ④骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ⑤抜歯手術 ⑥鼻腔粘膜焼灼術(下甲介粘膜焼灼術を含みます)
- (\*3) お支払いの対象となる放射線治療とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。
- (\*4) お支払いの対象となる骨髄移植とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいいます。また、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなし、お支払いの対象となります。ただし、異種移植および公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されていない骨髄移植は除きます。
- (\*5) お支払いの対象となる先進医療は、公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院

- または診療所において行われるものに限ります。ただし療養を受けた時点において、公的医療保険制度の「療養の給付」の給付対象となっている療養は除きます。
- (\*6) 組織の機能に障害がある者に対し骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞の採取手術が対象です。ただし、自家移植の場合を除きます。なお、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植は骨髄ドナー給付金のお支払対象となりません。責任開始期の属する日から起算して1年を経過した後に行われた骨髄幹細胞の採取手術であることを要します。
- (\*7) 「がん」の責任開始日(医療保険用保険料払込免除特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日)の前日までに「がん」と診断確定されても、保険料のお払込み免除の対象とはなりません。
- (\*8) 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われない入院の退院後に通院をされた場合は、通院給付金はお支払いしません。1日に2回以上の通院をされた場合は、通院給付金は重複してはお支払いしません。2つ以上の疾病または傷害の治療を目的とした1回の通院をされた場合、通院給付金は重複してはお支払いしません。入院されている日に通院されたときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否とにかかわらず、通院給付金をお支払いしません。主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数がいずれも通算して1,095日に達した場合、この特約は消滅します。ただし、主契約に特定8疾病入院無制限特約が付加されている場合を除きます。

主契約・特約	給付金	支払事由	支払限度
介護保障 定期保険特約 死亡保険金 不担保特則付	認知症診断給付金 (*11)	認知症給付の責任開始日以後、初めて所定(*12)の認知症に罹患していると診断確定されたとき	1回 免責期間90日
	介護保険金	つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度の要介護2以上に該当していると認定されたとき (2) 所定(*12)の要介護状態に該当したとき	いずれか1回 [お支払後に介護 保障定期保険特約 は消滅]
	特約高度障害保険金	所定(*12)の高度障害状態になられたとき	
(*13) (*14) 軽度介護保障特約	認知障害給付金 (*15)	認知障害給付の責任開始日以後、初めて所定(*12)の認知障害(軽度認知障害(MCI)・認知症)と診断確定されたとき	1回 免責期間90日
	要支援給付金 (*16)	公的介護保険制度の要支援1または要支援2に該当していると認定されたとき	1回
	軽度介護給付金	つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度の要介護1以上に該当していると認定されたとき (2) 所定(*12)の要介護状態に該当したとき (3) 所定(*12)の高度障害状態に該当したとき	1回 [お支払後に軽度 介護保障特約は 消滅]
▼軽度介護保障特約に付加できる特則			
生存給付金特則	予防・治療給付金(生存給付金) (*17)	ご契約後2年ごとの契約当日の前日の満了時または特約保険期間の満了時に生存しているとき	なし [軽度介護保障特約 消滅まで]

- (\*9) 主契約に特定8疾病入院無制限特約が付加されている場合、特定8疾病による入院については、1回の入院についての支払限度や通算支払限度を超えて特定8疾病・特定感染症入院給付金をお支払いします。2回以上の入院をした場合でも、同一の特定8疾病または同一の特定感染症による入院は、1回の入院として取り扱います。ただし、特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払われることとなった最終の入院(特定8疾病入院無制限特約により特定8疾病・特定感染症入院給付金が支払われることとなった入院を除きます)の退院日の翌日から180日を経過した後に開始した入院は、新たな特定8疾病または特定感染症による入院として取り扱います。
- (\*10) 介護保険金または特約高度障害保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、以後の認知症診断給付金、介護保険金および特約高度障害保険金はお支払対象外となります。
- (\*11) 認知症給付の責任開始日(介護保障定期保険特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日)の前日までに認知症と診断確定されても、認知症診断給付金のお支払いはいたしません。認知症診断給付金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約を更新されても、認知症診断給付金の再度のお支払いはいたしません。
- (\*12) 所定の状態・診断確定の方法については、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- (\*13) 被保険者が死亡した場合、軽度介護保障特約に責任準備金があるときは、これと同額の返戻金をお支払いします。
- (\*14) 軽度介護給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約は消滅しますので、以後の認知障害給付金、要支援給付金、軽度介護給付金および生存給付金特則を付加した場合の予防・治療給付金(生存給付金)はお支払対象外となります。

- (\*15) 認知障害給付の責任開始日(軽度介護保障特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日)の前日までに認知障害と診断確定されても、認知障害給付金のお支払いはいたしません。認知障害給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約を更新されても、認知障害給付金の再度のお支払いはいたしません。
- (\*16) 要支援給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約を更新されたときも含め、軽度介護給付金のお支払金額は、特約基準金額の80%となります。
- (\*17) 予防・治療給付金(生存給付金)は、2年ごとに生存しているときに生存給付金額をお支払いしますが、保険期間が1年、3年、5年などの奇数年となる場合、その保険期間の満了時に生存しているときにも生存給付金額をお支払いします。

**!** お支払事由、給付金をお支払いできない場合や所定の状態につきまして、くわしくは『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

Q/1

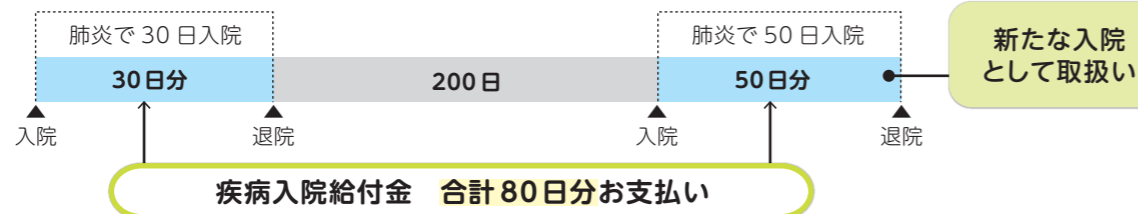
複数回入院した場合の入院給付金の取扱いについて教えてください。



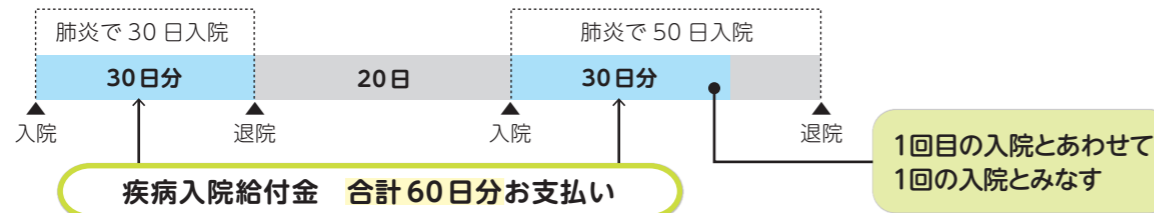
**A** >> 退院後の経過期間や入院の原因によって、新たな入院として取り扱うもしくは1回の入院とみなし、1回の入院の支払限度を適用します。

▼ 1回の入院限度(60日)の給付例

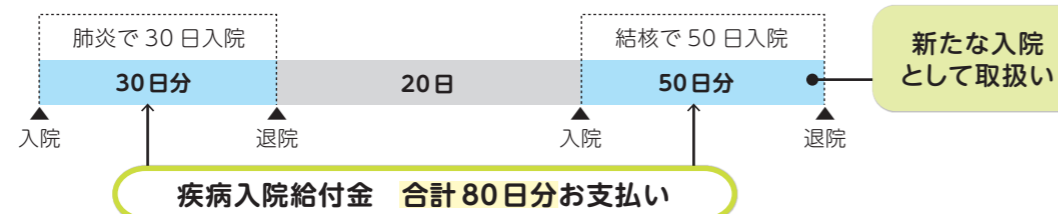
**例1** 直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて**180日経過してから**疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときは、新たな入院とみなし、1回の入院として取り扱いません。



**例2** 直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて**180日以内に、同一の疾病\***で疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときは、1回の入院とみなし、1回の入院の支払限度を適用します。  
\*医学上重要な関係にある一連の疾病も含まれます



**例3** 直前の疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて**180日以内に、異なる疾病**で疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときは、新たな入院とみなし、1回の入院として取り扱いません。



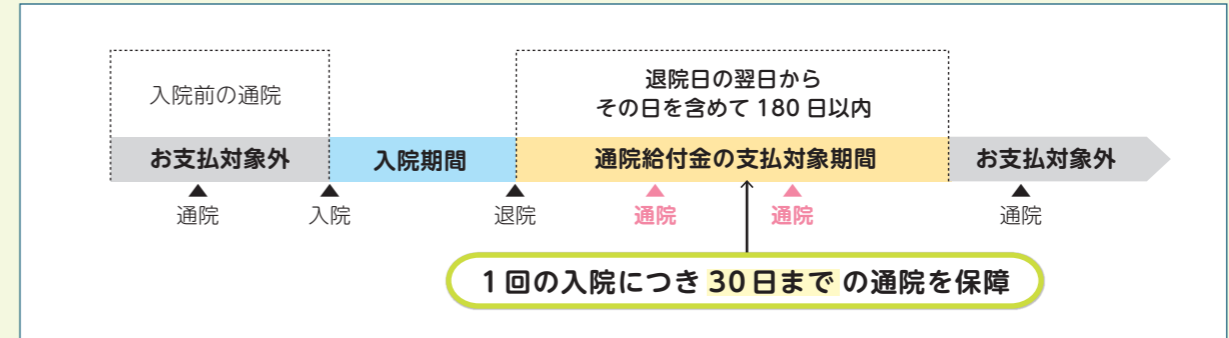
Q/2

日帰りで入院しました。通院給付金の支払対象になりますか。



**A** >> 「退院後通院特約」を付加している場合、日帰り入院後の通院も保障いたします。

▼ 通院給付金のお受取りイメージ

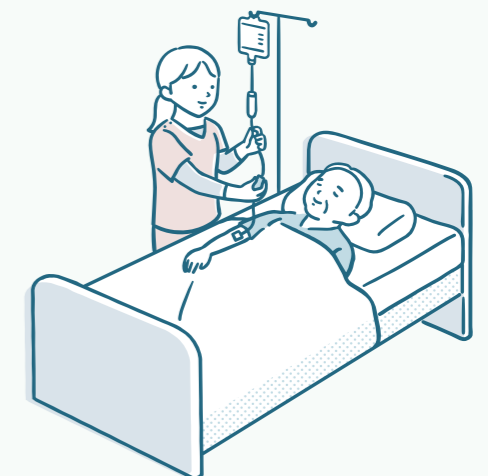
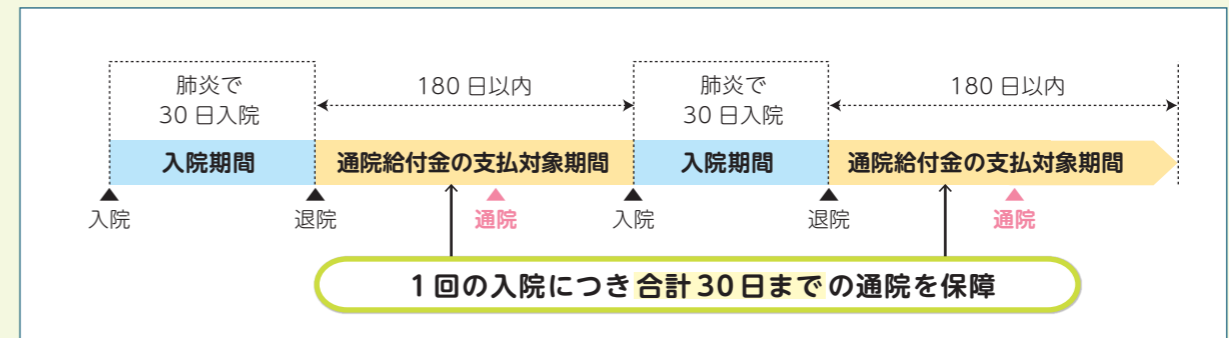


参考

複数回入院した場合で、それらの入院が「1回の入院」とみなされるときは通院給付金のお支払いについて

2回以上の入院を1回の入院として取り扱う場合で、最初の入院の退院日後、最後の入院の前日までの間に通院したときは、入院期間中を除き、通院給付金の支払対象とします。

▼ 通院給付金のお受取りイメージ







**Q/3** クーリング・オフはできますか。

**A >>** 8日以内であれば、ご契約のお申込みを撤回することができます。

申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます。)は、**ご契約の申込日から(\*)、その日を含めて8日以内**であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。お申込みの撤回等があった場合は、フコクしんらい生命は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。

(\*)責任開始期に関する特約を付加する場合  
 ※法人を保険契約者とする保険契約の場合は、ご契約のお申込みの撤回等はできません  
 ※くわしくは「契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください



**Q/4** 税制上の取扱いは、どのようになりますか。

**A >>** 主な税制上のお取扱いについてご案内します。(※個人契約の場合)

▼生命保険料控除について

お払い込みいただいた保険料は、原則、介護医療保険料控除の対象となります。

※生存給付金特則を付加した場合、軽度介護保障特約のお払い込みいただいた保険料は、一般生命保険料控除の対象となります

<所得税：介護医療保険料・一般生命保険料控除額>

年間払込保険料	控除額
20,000円以下	全額
20,001円から40,000円まで	年間払込保険料×1/2+10,000円
40,001円から80,000円まで	年間払込保険料×1/4+20,000円
80,001円以上	一律40,000円

<住民税：介護医療保険料・一般生命保険料控除額>

年間払込保険料	控除額
12,000円以下	全額
12,001円から32,000円まで	年間払込保険料×1/2+6,000円
32,001円から56,000円まで	年間払込保険料×1/4+14,000円
56,001円以上	一律28,000円

▼給付金・保険金を受け取ったとき

お受け取りいただいた給付金・保険金は、原則、全額非課税となります。

※予防・治療給付金(生存給付金)は、所得税(一時所得)および住民税の課税の対象となります

**!** 記載の税制上のお取扱いは、2025年1月現在の税制による一般的なものであり、今後変更となる可能性もあります。実際のお取扱いにつきましては、所轄税務署または税理士などの専門家にご確認ください。



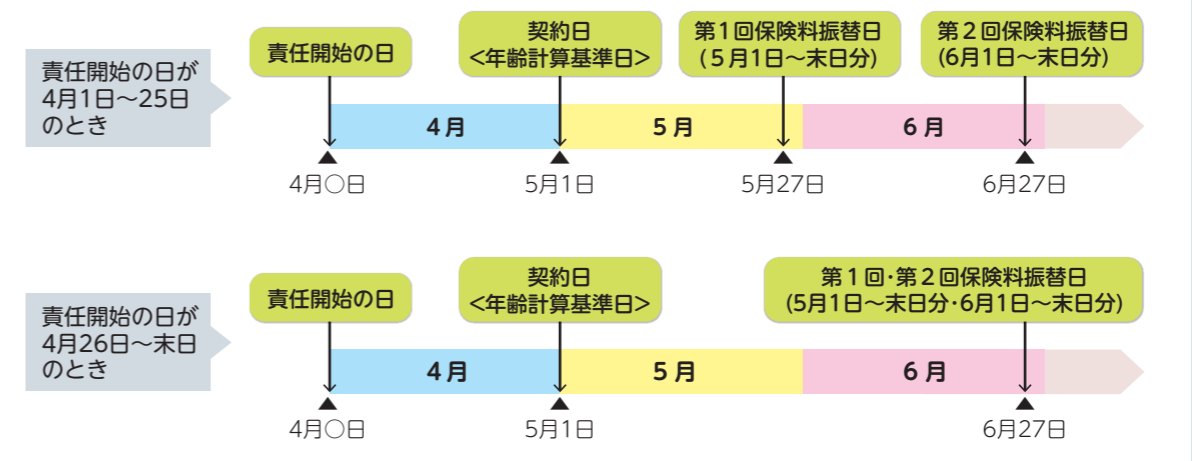
**Q/5** 保障はいつから始まりますか。

**A >>** お申し込みいただいたご契約のお引受けをフコクしんらい生命が承諾した場合には、「フコクしんらい生命(募集代理店を含みます)がお申込みを受けた時(申込書を受領した時)または「被保険者に関する告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。

※「責任開始期に関する特約」を付加する場合のお取扱いの記載となります

▼日程の例

(口座振替月払の場合)



▼日程のご説明

責任開始の日 (責任開始期の属する日)	「お申込みを受けた日(申込書受領日)」または「被保険者に関する告知日」のいずれか遅い日
契約日 <年齢計算基準日>	●口座振替月払の場合：責任開始の日の翌月1日 ●口座振替年払の場合：責任開始の日
第1回目保険料の振替日(*1)	●責任開始の日が1日から25日(*2)の場合：責任開始の日の翌月27日 ●責任開始の日が上記以外の日の場合：責任開始の日の翌々月27日(*3)
2回目以降の保険料の振替日(*1)	●口座振替月払の場合：毎月27日 ●口座振替年払の場合：契約日の属する月と同月27日

(\*1) 振替日は、金融機関の休業日のときは、翌営業日となります  
 (\*2) 25日がフコクしんらい生命の休業日のときは、前営業日となります  
 (\*3) 口座振替月払のときは、第2回保険料とあわせて2か月分の保険料の口座振替を行います

〈法人契約：第1回保険料の払込方法に「振込」を選択された場合〉

法人契約では第1回保険料については「振込」のお取扱いが可能です。「振込」を選択された場合は以下のとおりです。  
 ※法人契約で第1回保険料の払込方法に「振込」を選択された場合、「責任開始期に関する特約」を付加することはできません

責任開始の日 (責任開始期の属する日)	「申込日」、「被保険者に関する告知日」または「第1回保険料着金日」のいずれか遅い日
契約日 <年齢計算基準日>	●口座振替月払の場合：責任開始の日の翌月1日 ●口座振替年払の場合：責任開始の日
2回目以降の保険料の振替日(*)	●口座振替月払の場合：契約日の属する月の翌月27日、以後毎月27日 ●口座振替年払の場合：契約日の属する月と同月27日

(\*) 振替日は、金融機関の休業日のときは、翌営業日となります

医療保険用保険料払込免除特約 **あり**

注 ●自由設計により、こちらに記載されているプラン以外を設定する場合の保険料や年払保険料は設計書にてご確認ください。  
●軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ付加できます。  
●生存給付金特約は、軽度介護保障特約を付加した場合のみ付加できます。

(\*1) 入院時手術給付金等増額特約・特定8疾病入院無制限特約を付加しています  
(\*2) 生存給付金特約を付加しています

※記載されている保険料は、2025年4月現在の保険料率を適用しています

- 解約返戻金抑制型医療保険 入院給付金日額：5,000円
- 入院時手術給付金等増額特約：付加
- 特定8疾病入院無制限特約：付加
- 医療保険用保険料払込免除特約：付加
- 先進医療特約：先進医療の技術費（通算2,000万円まで）
- 退院後通院特約 通院給付金日額：5,000円
- 特定8疾病・特定感染症入院特約 入院給付金日額：5,000円
- 介護保障定期保険特約 特約保険金額：500,000円
- 軽度介護保障特約 特約基準金額：500,000円／生存給付金額：30,000円

■保険期間（保険料払込期間）

終身	解約返戻金抑制型医療保険 医療保険用保険料払込免除特約 退院後通院特約 特定8疾病・特定感染症入院特約
10年	先進医療特約 介護保障定期保険特約 軽度介護保障特約

■保険料払込方法：□座振替月払

●合計保険料

契約日 満年齢	プレミアム プラン ①+②+③+④ ⑤+⑥	スタンダード プラン ①+②+③+④	ライト プラン ①+②
0歳	—	1,617	1,097
1歳	—	1,567	1,067
2歳	—	1,547	1,057
3歳	—	1,532	1,052
4歳	—	1,522	1,052
5歳	—	1,517	1,052
6歳	—	1,532	1,062
7歳	—	1,552	1,077
8歳	—	1,582	1,097
9歳	—	1,612	1,117
10歳	—	1,647	1,142
11歳	—	1,687	1,167
12歳	—	1,732	1,197
13歳	—	1,777	1,227
14歳	—	1,822	1,257
15歳	—	1,867	1,287
16歳	—	1,922	1,322
17歳	—	1,972	1,357
18歳	—	2,037	1,397
19歳	—	2,092	1,432
20歳	3,621	2,162	1,477
21歳	3,690	2,227	1,517
22歳	3,764	2,298	1,563
23歳	3,838	2,368	1,603
24歳	3,925	2,448	1,658
25歳	4,015	2,533	1,708
26歳	4,116	2,629	1,769
27歳	4,225	2,729	1,829
28歳	4,328	2,825	1,890
29歳	4,443	2,930	1,955
30歳	4,565	3,041	2,026
31歳	4,702	3,166	2,101
32歳	4,837	3,292	2,182
33歳	4,982	3,423	2,258
34歳	5,148	3,574	2,349
35歳	5,324	3,734	2,444
36歳	5,505	3,899	2,544
37歳	5,694	4,070	2,645

●内訳

解約返戻金 抑制型 医療保険 ①(*1)	先進 医療 特約 ②	退院後 通院 特約 ③	特定8疾病・ 特定感染症 入院特約 ④	介護保障 定期保険 特約 ⑤	軽度介護 保障特約 ⑥(*2)
1,005	92	365	155		
975	92	340	160		
965	92	325	165		
960	92	315	165		
960	92	305	165		
960	92	295	170		
970	92	295	175		
985	92	295	180		
1,005	92	295	190		
1,025	92	300	195		
1,050	92	305	200		
1,075	92	310	210		
1,105	92	315	220		
1,135	92	325	225		
1,165	92	330	235		
1,195	92	335	245		
1,230	92	345	255		
1,265	92	350	265		
1,305	92	360	280		
1,340	92	370	290		
1,385	92	380	305	126	1,333
1,425	92	390	320	128	1,335
1,470	93	400	335	129	1,337
1,510	93	415	350	131	1,339
1,565	93	425	365	133	1,344
1,615	93	440	385	135	1,347
1,675	94	455	405	137	1,350
1,735	94	475	425	140	1,356
1,795	95	490	445	143	1,360
1,860	95	505	470	146	1,367
1,930	96	525	490	149	1,375
2,005	96	550	515	153	1,383
2,085	97	570	540	157	1,388
2,160	98	595	570	162	1,397
2,250	99	620	605	167	1,407
2,345	99	650	640	173	1,417
2,445	99	680	675	179	1,427
2,545	100	710	715	185	1,439

(単位：円)

満20歳未満の方はご加入いただけません

●合計保険料

契約日 満年齢	プレミアム プラン ①+②+③+④ ⑤+⑥	スタンダード プラン ①+②+③+④	ライト プラン ①+②
38歳	5,894	4,251	2,756
39歳	6,120	4,452	2,877
40歳	6,346	4,653	2,998
41歳	6,605	4,880	3,135
42歳	6,871	5,111	3,276
43歳	7,176	5,378	3,433
44歳	7,486	5,640	3,590
45歳	7,822	5,927	3,767
46歳	8,183	6,229	3,944
47歳	8,560	6,551	4,141
48歳	8,962	6,893	4,348
49歳	9,386	7,250	4,560
50歳	9,853	7,637	4,797
51歳	10,363	8,054	5,044
52歳	10,917	8,501	5,306
53歳	11,521	8,979	5,584
54歳	12,161	9,476	5,876
55歳	12,852	10,009	6,184
56歳	13,605	10,572	6,512
57歳	14,439	11,191	6,871
58歳	15,357	11,864	7,254
59歳	16,347	12,578	7,668
60歳	17,441	13,363	8,113
61歳	18,606	14,192	8,582
62歳	19,851	15,071	9,076
63歳	21,157	15,979	9,579
64歳	22,510	16,907	10,097
65歳	23,907	17,849	10,609
66歳	25,346	18,806	11,131
67歳	26,857	19,803	11,668
68歳	28,432	20,829	12,219
69歳	30,082	21,904	12,794
70歳	31,781	22,994	13,369
71歳	33,490	24,062	13,947
72歳	35,235	25,145	14,525
73歳	36,985	26,236	15,106
74歳	38,691	27,278	15,658
75歳	40,354	28,281	16,181

●内訳

解約返戻金 抑制型 医療保険 ①(*1)	先進 医療 特約 ②	退院後 通院 特約 ③	特定8疾病・ 特定感染症 入院特約 ④	介護保障 定期保険 特約 ⑤	軽度介護 保障特約 ⑥(*2)
2,655	101	740	755	193	1,450
2,775	102	775	800	201	1,467
2,895	103	815	840	211	1,482
3,030	105	850	895	222	1,503
3,170	106	890	945	235	1,525
3,325	108	940	1,005	249	1,549
3,480	110	985	1,065	267	1,579
3,655	112	1,035	1,125	286	1,609
3,830	114	1,095	1,190	308	1,646
4,025	116	1,150	1,260	330	1,679
4,230	118	1,210	1,335	353	1,716
4,440	120	1,275	1,415	381	1,755
4,675	122	1,345	1,495	413	1,803
4,920	124	1,425	1,585	451	1,858
5,180	126	1,510	1,685	495	1,921
5,455	129	1,600	1,795	548	1,994
5,745	131	1,695	1,905	610	2,075
6,050	134	1,800	2,025	680	2,163
6,375	137	1,905	2,155	763	2,270
6,730	141	2,025	2,295	858	2,390
7,110	144	2,155	2,455	967	2,526
7,520	148	2,295	2,615	1,091	2,678
7,960	153	2,455	2,795	1,231	2,847
8,425	157	2,615	2,995	1,386	3,028
8,915	161	2,790	3,205	1,558	3,222
9,415	164	2,970	3,430	1,745	3,433
9,930	167	3,150	3,660	1,950	3,653
10,440	169	3,340	3,900	2,171	3,887
10,960	171	3,525	4,150	2,410	4,130
11,495	173	3,715	4,420	2,666	4,388
12,045	174	3,905	4,705	2,940	4,663
12,620	174	4,105	5,005	3,226	4,952
13,195	174	4,295	5,330	3,523	5,264
13,775	172	4,445	5,670	3,832	5,596
14,355	170	4,590	6,030	4,147	5,943
14,940	166	4,725	6,405	4,465	6,284
15,495	163	4,835	6,785	4,778	6,635
16,025	156	4,925	7,175	5,081	6,992

(単位：円)

医療保険用保険料払込免除特約 なし【参考】

**注** ●自由設計により、こちらに記載されているプラン以外を設定する場合の保険料や年払保険料は設計書にてご確認ください。  
 ●軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ付加できます。  
 ●生存給付金特約は、軽度介護保障特約を付加した場合のみ付加できます。  
 (\*1) 入院時手術給付金等増額特約・特定8疾病入院無制限特約を付加しています  
 (\*2) 生存給付金特約を付加しています  
 ※記載されている保険料は、2025年4月現在の保険料率を適用しています

- 解約返戻金抑制型医療保険 入院給付金日額：5,000円
- 入院時手術給付金等増額特約：付加
- 特定8疾病入院無制限特約：付加
- 先進医療特約：先進医療の技術費（通算2,000万円まで）
- 退院後通院特約 通院給付金日額：5,000円
- 特定8疾病・特定感染症入院特約 入院給付金日額：5,000円
- 介護保障定期保険特約 特約保険金額：500,000円
- 軽度介護保障特約 特約基準金額：500,000円/生存給付金額：30,000円

- 保険期間（保険料払込期間）
- 終身 解約返戻金抑制型医療保険  
退院後通院特約  
特定8疾病・特定感染症入院特約
  - 10年 先進医療特約  
介護保障定期保険特約  
軽度介護保障特約
- 保険料払込方法：口座振替月払

●合計保険料

契約日 満年齢	プレミアム プラン ①+②+③+④ ⑤+⑥	スタンダード プラン ①+②+③+④	ライト プラン ①+②
	0歳	—	1,550
1歳	—	1,495	1,020
2歳	—	1,475	1,010
3歳	—	1,465	1,005
4歳	—	1,450	1,000
5歳	—	1,445	1,000
6歳	—	1,455	1,010
7歳	—	1,470	1,020
8歳	—	1,490	1,035
9歳	—	1,515	1,050
10歳	—	1,550	1,075
11歳	—	1,580	1,095
12歳	—	1,620	1,120
13歳	—	1,655	1,145
14歳	—	1,695	1,170
15歳	—	1,730	1,195
16歳	—	1,775	1,225
17歳	—	1,810	1,245
18歳	—	1,860	1,275
19歳	—	1,905	1,305
20歳	3,383	1,950	1,335
21歳	3,439	2,005	1,370
22歳	3,495	2,060	1,405
23歳	3,551	2,115	1,440
24歳	3,618	2,180	1,480
25歳	3,679	2,240	1,520
26歳	3,755	2,315	1,565
27歳	3,817	2,375	1,600
28歳	3,899	2,455	1,650
29歳	3,976	2,530	1,695
30歳	4,059	2,610	1,745
31歳	4,151	2,700	1,800
32歳	4,238	2,785	1,850
33歳	4,332	2,875	1,905
34歳	4,424	2,965	1,965
35歳	4,529	3,065	2,025
36歳	4,643	3,175	2,090
37歳	4,757	3,285	2,160

●内訳 (単位：円)

解約返戻金抑制型医療保険 ①(*1)	先進医療特約 ②	退院後通院特約 ③	特定8疾病・特定感染症入院特約 ④	介護保障定期保険特約 ⑤	軽度介護保障特約 ⑥(*2)
960	90	350	150	満20歳未満の方はご加入いただけません	
930	90	320	155		
920	90	310	155		
915	90	300	160		
910	90	290	160		
910	90	280	165		
920	90	280	165		
930	90	280	170		
945	90	280	175		
960	90	280	185		
985	90	285	190		
1,005	90	290	195		
1,030	90	295	205		
1,055	90	300	210		
1,080	90	305	220		
1,105	90	310	225		
1,135	90	315	235		
1,155	90	320	245		
1,185	90	330	255		
1,215	90	335	265		
1,245	90	340	275		
1,280	90	350	285		
1,315	90	355	300		
1,350	90	365	310		
1,390	90	375	325		
1,430	90	385	335		
1,475	90	400	350		
1,510	90	410	365		
1,560	90	425	380		
1,605	90	435	400		
1,655	90	450	415		
1,710	90	465	435		
1,760	90	480	455		
1,815	90	495	475		
1,875	90	505	495		
1,935	90	525	515		
2,000	90	545	540		
2,070	90	560	565		

●合計保険料

契約日 満年齢	プレミアム プラン ①+②+③+④ ⑤+⑥	スタンダード プラン ①+②+③+④	ライト プラン ①+②
	38歳	4,877	3,400
39歳	5,006	3,525	2,300
40歳	5,137	3,650	2,375
41歳	5,282	3,790	2,460
42歳	5,433	3,935	2,545
43歳	5,580	4,075	2,630
44歳	5,738	4,225	2,720
45歳	5,906	4,385	2,820
46歳	6,076	4,545	2,915
47歳	6,256	4,715	3,020
48歳	6,447	4,895	3,130
49歳	6,644	5,075	3,240
50歳	6,864	5,270	3,355
51歳	7,117	5,490	3,490
52歳	7,387	5,720	3,625
53歳	7,676	5,960	3,770
54歳	7,976	6,205	3,915
55歳	8,306	6,475	4,075
56歳	8,641	6,745	4,235
57歳	9,002	7,030	4,405
58歳	9,385	7,325	4,575
59歳	9,789	7,630	4,755
60歳	10,217	7,945	4,935
61歳	10,676	8,280	5,130
62歳	11,158	8,620	5,325
63歳	11,677	8,975	5,530
64歳	12,253	9,360	5,745
65歳	12,869	9,750	5,965
66歳	13,522	10,145	6,190
67歳	14,245	10,575	6,430
68歳	15,021	11,015	6,675
69歳	15,852	11,470	6,930
70歳	16,753	11,950	7,195
71歳	17,685	12,410	7,450
72歳	18,676	12,880	7,710
73歳	19,729	13,375	7,980
74歳	20,874	13,885	8,260
75歳	22,120	14,410	8,550

●内訳 (単位：円)

解約返戻金抑制型医療保険 ①(*1)	先進医療特約 ②	退院後通院特約 ③	特定8疾病・特定感染症入院特約 ④	介護保障定期保険特約 ⑤	軽度介護保障特約 ⑥(*2)
2,135	90	580	595	135	1,342
2,210	90	605	620	137	1,344
2,285	90	625	650	140	1,347
2,370	90	650	680	143	1,349
2,455	90	675	715	146	1,352
2,540	90	700	745	150	1,355
2,630	90	725	780	154	1,359
2,730	90	750	815	158	1,363
2,825	90	780	850	163	1,368
2,930	90	810	885	168	1,373
3,040	90	840	925	173	1,379
3,150	90	870	965	180	1,389
3,265	90	905	1,010	191	1,403
3,400	90	945	1,055	205	1,422
3,535	90	990	1,105	222	1,445
3,680	90	1,035	1,155	243	1,473
3,825	90	1,080	1,210	267	1,504
3,985	90	1,130	1,270	294	1,537
4,145	90	1,175	1,335	323	1,573
4,315	90	1,230	1,395	357	1,615
4,485	90	1,285	1,465	397	1,663
4,665	90	1,345	1,530	444	1,715
4,845	90	1,405	1,605	499	1,773
5,040	90	1,470	1,680	561	1,835
5,235	90	1,530	1,765	633	1,905
5,440	90	1,600	1,845	716	1,986
5,655	90	1,675	1,940	814	2,079
5,875	90	1,745	2,040	931	2,188
6,100	90	1,815	2,140	1,068	2,309
6,340	90	1,895	2,250	1,224	2,446
6,585	90	1,970	2,370	1,402	2,604
6,840	90	2,045	2,495	1,598	2,784
7,105	90	2,125	2,630	1,815	2,988
7,360	90	2,180	2,780	2,055	3,220
7,620	90	2,235	2,935	2,316	3,480
7,890	90	2,290	3,105	2,600	3,754
8,170	90	2,340	3,285	2,919	4,070
8,460	90	2,385	3,475	3,277	4,433

医療保険用保険料払込免除特約 **あり**

**注**

- 自由設計により、こちらに記載されているプラン以外を設定する場合の保険料や年払保険料は設計書にてご確認ください。
- 軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ付加できます。
- 生存給付金特約は、軽度介護保障特約を付加した場合のみ付加できます。

(\*1) 入院時手術給付金等増額特約・特定8疾病入院無制限特約を付加しています  
 (\*2) 生存給付金特約を付加しています

※記載されている保険料は、2025年4月現在の保険料率を適用しています

- 解約返戻金抑制型医療保険 入院給付金日額：5,000円
- 入院時手術給付金等増額特約：付加
- 特定8疾病入院無制限特約：付加
- 医療保険用保険料払込免除特約：付加
- 先進医療特約：先進医療の技術費（通算2,000万円まで）
- 退院後通院特約 通院給付金日額：5,000円
- 特定8疾病・特定感染症入院特約 入院給付金日額：5,000円
- 介護保障定期保険特約 特約保険金額：500,000円
- 軽度介護保障特約 特約基準金額：500,000円／生存給付金額：30,000円

■保険期間（保険料払込期間）

終身	解約返戻金抑制型医療保険 医療保険用保険料払込免除特約 退院後通院特約 特定8疾病・特定感染症入院特約
10年	先進医療特約 介護保障定期保険特約 軽度介護保障特約

■保険料払込方法：□座振替月払

●合計保険料

契約日 満年齢	プレミアム プラン ①+②+③+④ ⑤+⑥	スタンダード プラン ①+②+③+④	ライト プラン ①+②
0歳	—	1,627	1,132
1歳	—	1,597	1,117
2歳	—	1,592	1,117
3歳	—	1,592	1,122
4歳	—	1,597	1,132
5歳	—	1,617	1,147
6歳	—	1,642	1,167
7歳	—	1,677	1,187
8歳	—	1,717	1,217
9歳	—	1,757	1,247
10歳	—	1,807	1,282
11歳	—	1,862	1,322
12歳	—	1,922	1,362
13歳	—	1,982	1,407
14歳	—	2,043	1,453
15歳	—	2,108	1,498
16歳	—	2,178	1,548
17歳	—	2,243	1,593
18歳	—	2,313	1,643
19歳	—	2,393	1,698
20歳	3,946	2,474	1,754
21歳	4,024	2,549	1,804
22歳	4,108	2,629	1,854
23歳	4,189	2,704	1,904
24歳	4,276	2,784	1,954
25歳	4,363	2,865	2,005
26歳	4,444	2,940	2,050
27歳	4,529	3,015	2,095
28歳	4,607	3,086	2,136
29歳	4,698	3,166	2,176
30歳	4,782	3,242	2,217
31歳	4,871	3,317	2,247
32歳	4,959	3,393	2,288
33歳	5,055	3,473	2,323
34歳	5,169	3,569	2,369
35歳	5,280	3,659	2,414
36歳	5,408	3,769	2,464
37歳	5,542	3,880	2,520

●内訳 (単位：円)

解約返戻金 抑制型 医療保険 ①(*1)	先進 医療 特約 ②	退院後 通院 特約 ③	特定8疾病・ 特定感染症 入院特約 ④	介護保障 定期保険 特約 ⑤	軽度介護 保障特約 ⑥(*2)
1,040	92	335	160		
1,025	92	315	165		
1,025	92	310	165		
1,030	92	300	170		
1,040	92	295	170		
1,055	92	295	175		
1,075	92	295	180		
1,095	92	300	190		
1,125	92	305	195		
1,155	92	310	200		
1,190	92	315	210		
1,230	92	325	215		
1,270	92	335	225		
1,315	92	345	230		
1,360	93	350	240		
1,405	93	360	250		
1,455	93	370	260		
1,500	93	380	270		
1,550	93	390	280		
1,605	93	400	295		
1,660	94	415	305	130	1,342
1,710	94	425	320	131	1,344
1,760	94	440	335	133	1,346
1,810	94	450	350	136	1,349
1,860	94	465	365	138	1,354
1,910	95	480	380	141	1,357
1,955	95	495	395	144	1,360
2,000	95	505	415	147	1,367
2,040	96	520	430	150	1,371
2,080	96	540	450	154	1,378
2,120	97	555	470	158	1,382
2,150	97	575	495	163	1,391
2,190	98	590	515	168	1,398
2,225	98	610	540	174	1,408
2,270	99	630	570	180	1,420
2,315	99	650	595	188	1,433
2,365	99	675	630	196	1,443
2,420	100	700	660	205	1,457

満20歳未満の方はご加入いただけません

●合計保険料

契約日 満年齢	プレミアム プラン ①+②+③+④ ⑤+⑥	スタンダード プラン ①+②+③+④	ライト プラン ①+②
38歳	5,681	3,996	2,576
39歳	5,844	4,132	2,647
40歳	6,016	4,278	2,723
41歳	6,199	4,429	2,809
42歳	6,389	4,589	2,899
43歳	6,591	4,760	2,995
44歳	6,809	4,946	3,101
45歳	7,044	5,147	3,217
46歳	7,283	5,352	3,332
47歳	7,539	5,573	3,458
48歳	7,807	5,799	3,589
49歳	8,095	6,040	3,730
50歳	8,408	6,296	3,881
51歳	8,747	6,572	4,042
52歳	9,112	6,868	4,213
53歳	9,489	7,169	4,389
54歳	9,907	7,501	4,581
55歳	10,352	7,847	4,782
56歳	10,831	8,213	4,993
57歳	11,354	8,605	5,220
58歳	11,932	9,032	5,467
59歳	12,534	9,468	5,713
60歳	13,173	9,914	5,974
61歳	13,858	10,391	6,246
62歳	14,602	10,897	6,532
63歳	15,407	11,433	6,843
64歳	16,277	11,999	7,164
65歳	17,240	12,615	7,510
66歳	18,244	13,251	7,871
67歳	19,340	13,931	8,256
68歳	20,532	14,667	8,667
69歳	21,796	15,422	9,092
70歳	23,157	16,217	9,532
71歳	24,589	17,026	9,991
72歳	26,107	17,865	10,470
73歳	27,698	18,743	10,963
74歳	29,385	19,671	11,486
75歳	31,154	20,633	12,028

●内訳 (単位：円)

解約返戻金 抑制型 医療保険 ①(*1)	先進 医療 特約 ②	退院後 通院 特約 ③	特定8疾病・ 特定感染症 入院特約 ④	介護保障 定期保険 特約 ⑤	軽度介護 保障特約 ⑥(*2)
2,475	101	725	695	214	1,471
2,545	102	750	735	225	1,487
2,620	103	780	775	236	1,502
2,705	104	805	815	248	1,522
2,795	104	835	855	261	1,539
2,890	105	865	900	274	1,557
2,995	106	900	945	287	1,576
3,110	107	935	995	302	1,595
3,225	107	970	1,050	317	1,614
3,350	108	1,010	1,105	333	1,633
3,480	109	1,050	1,160	350	1,658
3,620	110	1,090	1,220	372	1,683
3,770	111	1,135	1,280	397	1,715
3,930	112	1,185	1,345	425	1,750
4,100	113	1,240	1,415	456	1,788
4,275	114	1,300	1,480	491	1,829
4,465	116	1,365	1,555	531	1,875
4,665	117	1,430	1,635	577	1,928
4,875	118	1,500	1,720	631	1,987
5,100	120	1,575	1,810	694	2,055
5,345	122	1,660	1,905	766	2,134
5,590	123	1,745	2,010	848	2,218
5,850	124	1,825	2,115	943	2,316
6,120	126	1,920	2,225	1,049	2,418
6,405	127	2,020	2,345	1,169	2,536
6,715	128	2,120	2,470	1,305	2,669
7,035	129	2,225	2,610	1,459	2,819
7,380	130	2,340	2,765	1,633	2,992
7,740	131	2,455	2,925	1,818	3,175
8,125	131	2,570	3,105	2,024	3,385
8,535	132	2,700	3,300	2,253	3,612
8,960	132	2,825	3,505	2,507	3,867
9,400	132	2,955	3,730	2,788	4,152
9,860	131	3,070	3,965	3,094	4,469
10,340	130	3,180	4,215	3,426	4,816
10,835	128	3,295	4,485	3,781	5,174
11,360	126	3,410	4,775	4,159	5,555
11,905	123	3,515	5,090	4,556	5,965

医療保険用保険料払込免除特約なし【参考】

●自由設計により、こちらに記載されているプラン以外を設定する場合の保険料や年払保険料は設計書にてご確認ください。  
 ●軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ付加できます。  
 ●生存給付金特約は、軽度介護保障特約を付加した場合のみ付加できます。

(\*1) 入院時手術給付金等増額特約・特定8疾病入院無制限特約を付加しています  
 (\*2) 生存給付金特約を付加しています

※記載されている保険料は、2025年4月現在の保険料率を適用しています

- 解約返戻金抑制型医療保険 入院給付金日額：5,000円
- 入院時手術給付金等増額特約：付加
- 特定8疾病入院無制限特約：付加
- 先進医療特約：先進医療の技術費（通算 2,000万円まで）
- 退院後通院特約 通院給付金日額：5,000円
- 特定8疾病・特定感染症入院特約 入院給付金日額：5,000円
- 介護保障定期保険特約 特約保険金額：500,000円
- 軽度介護保障特約 特約基準金額：500,000円／生存給付金額：30,000円

■保険期間（保険料払込期間）

終身	解約返戻金抑制型医療保険 退院後通院特約 特定8疾病・特定感染症入院特約
10年	先進医療特約 介護保障定期保険特約 軽度介護保障特約

■保険料払込方法：口座振替月払

●合計保険料

契約日 満年齢	プレミアム プラン ①+②+③+④ ⑤+⑥	スタンダード プラン ①+②+③+④	ライト プラン ①+②
	0歳	—	1,555
1歳	—	1,525	1,070
2歳	—	1,525	1,070
3歳	—	1,520	1,070
4歳	—	1,520	1,075
5歳	—	1,535	1,085
6歳	—	1,555	1,105
7歳	—	1,580	1,125
8歳	—	1,620	1,150
9歳	—	1,660	1,180
10歳	—	1,700	1,210
11歳	—	1,745	1,240
12歳	—	1,785	1,270
13歳	—	1,845	1,310
14歳	—	1,890	1,345
15歳	—	1,950	1,385
16歳	—	2,005	1,425
17歳	—	2,060	1,465
18歳	—	2,115	1,505
19歳	—	2,180	1,550
20歳	3,652	2,235	1,585
21歳	3,714	2,295	1,630
22歳	3,781	2,360	1,670
23歳	3,848	2,425	1,715
24歳	3,905	2,480	1,750
25歳	3,977	2,550	1,790
26歳	4,034	2,605	1,825
27歳	4,091	2,660	1,855
28歳	4,149	2,715	1,885
29歳	4,201	2,765	1,905
30歳	4,255	2,815	1,930
31歳	4,308	2,865	1,950
32歳	4,363	2,915	1,975
33歳	4,427	2,975	2,000
34歳	4,483	3,025	2,020
35歳	4,547	3,085	2,050
36歳	4,620	3,150	2,080
37歳	4,701	3,225	2,115

●内訳 (単位：円)

解約返戻金抑制型医療保険 ①(*1)	先進医療特約 ②	退院後通院特約 ③	特定8疾病・特定感染症入院特約 ④	介護保障定期保険特約 ⑤	軽度介護保障特約 ⑥(*2)
995	90	320	150		
980	90	300	155		
980	90	295	160		
980	90	285	165		
985	90	280	165		
995	90	280	170		
1,015	90	280	170		
1,035	90	280	175		
1,060	90	285	185		
1,090	90	290	190		
1,120	90	295	195		
1,150	90	305	200		
1,180	90	310	205		
1,220	90	320	215		
1,255	90	325	220		
1,295	90	335	230		
1,335	90	340	240		
1,375	90	350	245		
1,415	90	355	255		
1,460	90	365	265		
1,495	90	375	275	109	1,308
1,540	90	380	285	110	1,309
1,580	90	390	300	111	1,310
1,625	90	400	310	112	1,311
1,660	90	410	320	113	1,312
1,700	90	425	335	114	1,313
1,735	90	435	345	115	1,314
1,765	90	445	360	116	1,315
1,795	90	455	375	117	1,317
1,815	90	470	390	118	1,318
1,840	90	480	405	120	1,320
1,860	90	495	420	122	1,321
1,885	90	500	440	124	1,324
1,910	90	515	460	126	1,326
1,930	90	525	480	129	1,329
1,960	90	540	495	131	1,331
1,990	90	555	515	135	1,335
2,025	90	570	540	138	1,338

満20歳未満の方はご加入いただけません

●合計保険料

契約日 満年齢	プレミアム プラン ①+②+③+④ ⑤+⑥	スタンダード プラン ①+②+③+④	ライト プラン ①+②
	38歳	4,788	3,305
39歳	4,881	3,390	2,195
40歳	4,979	3,480	2,240
41歳	5,088	3,580	2,295
42歳	5,208	3,690	2,355
43歳	5,334	3,805	2,420
44歳	5,470	3,930	2,490
45歳	5,602	4,050	2,560
46歳	5,749	4,185	2,635
47歳	5,894	4,320	2,720
48歳	6,056	4,470	2,805
49歳	6,214	4,615	2,890
50歳	6,384	4,770	2,985
51歳	6,580	4,950	3,090
52歳	6,778	5,130	3,200
53歳	6,986	5,315	3,310
54歳	7,219	5,520	3,430
55歳	7,449	5,715	3,550
56歳	7,708	5,930	3,680
57歳	7,991	6,160	3,815
58歳	8,294	6,395	3,955
59歳	8,622	6,640	4,105
60歳	8,985	6,900	4,255
61歳	9,378	7,175	4,420
62歳	9,798	7,455	4,590
63歳	10,270	7,760	4,770
64歳	10,786	8,075	4,955
65歳	11,366	8,415	5,160
66歳	11,980	8,765	5,370
67歳	12,667	9,140	5,590
68歳	13,420	9,540	5,825
69歳	14,248	9,955	6,070
70歳	15,166	10,395	6,325
71歳	16,132	10,820	6,575
72歳	17,193	11,265	6,835
73歳	18,330	11,735	7,110
74歳	19,563	12,220	7,395
75歳	20,913	12,730	7,690

●内訳 (単位：円)

解約返戻金抑制型医療保険 ①(*1)	先進医療特約 ②	退院後通院特約 ③	特定8疾病・特定感染症入院特約 ④	介護保障定期保険特約 ⑤	軽度介護保障特約 ⑥(*2)
2,065	90	585	565	141	1,342
2,105	90	605	590	145	1,346
2,150	90	620	620	149	1,350
2,205	90	640	645	153	1,355
2,265	90	660	675	157	1,361
2,330	90	680	705	162	1,367
2,400	90	700	740	166	1,374
2,470	90	720	770	171	1,381
2,545	90	745	805	177	1,387
2,630	90	765	835	182	1,392
2,715	90	790	875	188	1,398
2,800	90	815	910	194	1,405
2,895	90	835	950	201	1,413
3,000	90	870	990	208	1,422
3,110	90	900	1,030	216	1,432
3,220	90	935	1,070	226	1,445
3,340	90	975	1,115	239	1,460
3,460	90	1,010	1,155	256	1,478
3,590	90	1,050	1,200	278	1,500
3,725	90	1,095	1,250	304	1,527
3,865	90	1,135	1,305	337	1,562
4,015	90	1,175	1,360	379	1,603
4,165	90	1,225	1,420	432	1,653
4,330	90	1,275	1,480	493	1,710
4,500	90	1,325	1,540	565	1,778
4,680	90	1,380	1,610	651	1,859
4,865	90	1,435	1,685	754	1,957
5,070	90	1,490	1,765	876	2,075
5,280	90	1,550	1,845	1,009	2,206
5,500	90	1,610	1,940	1,165	2,362
5,735	90	1,670	2,045	1,343	2,537
5,980	90	1,735	2,150	1,552	2,741
6,235	90	1,800	2,270	1,794	2,977
6,485	90	1,850	2,395	2,066	3,246
6,745	90	1,905	2,525	2,374	3,554
7,020	90	1,960	2,665	2,718	3,877
7,305	90	2,010	2,815	3,106	4,237
7,600	90	2,060	2,980	3,540	4,643

# 健康告知 ～お申込み前に必ずご確認ください～

①以下の質問事項①～⑤につきまして(女性の場合は①～⑥、該当の特約をお申込みの場合は⑦⑧⑨を含む)

•すべて「いいえ」の場合 → お申し込みいただけます

※質問事項がすべて「いいえ」の場合でも、ご職業・過去の給付金の支払情報などによってはお引受けできないことがあります。

•ひとつでも「はい」の場合 → お申し込みいただけません

※質問事項⑨に限っては、「はい」の場合でも健康状態を詳細に告知いただくことでお引受けができる場合もあります。告知の方法などについては、告知サポートダイヤルまでお問い合わせください。

以下の疾患は告知の対象外です。

アトピー性皮膚炎・アレルギー性鼻炎(花粉症を含みます)・水虫・たむし・外耳炎・虫歯

## 質問事項

**過去5年以内に、下表の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか。**

※高血圧症については、治療中の場合でも直近の血圧値が「最大140/最小90mmHg未満」の場合には「いいえ」になります。

心臓・血管・血圧	高血圧症 不整脈 狭心症 心筋こうそく 心筋症 先天性心臓病 心臓弁膜症 動脈瘤(脳・大動脈) 動脈閉塞症(内頸・腎臓・下肢)
脳・精神・神経	脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血) うつ病 統合失調症 自律神経失調症 神経症 てんかん パーキンソン病 アルコール依存症 薬物依存症 知的障がい 認知症 軽度認知障がい(MCI)
肺・気管支	ぜんそく COPD(慢性閉塞性肺疾患:慢性気管支炎・肺気腫) 好酸球性肺炎 間質性肺炎
胃腸	かいよう性大腸炎 クロウン病
肝臓	肝炎(肝炎ウイルス感染を含みます) 肝硬変
腎臓	腎炎 ネフローゼ 腎不全
目	緑内障 網膜色素変性症 網膜中心動脈閉塞症(網膜動脈閉塞症) 黄斑変性症
がん・しゅよう	がん(上皮内がんを含みます) 高度異形成 肉腫 白血病 しゅよう(脳・肺・肝臓・すい臓・腎臓・卵巣) ポリープ 【女性のみ】 子宮筋腫 子宮内膜症 卵巣のう腫 乳腺症
右記にかか ける病気	リウマチ・こうげん病 糖尿病 紫斑病 甲状腺機能低下症 橋本病 筋ジストロフィー 好酸球性副鼻腔炎

①

②

**過去3か月以内に、医師より、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがあり、すすめられた検査・治療・入院・手術について、現在までにうけていない検査・治療・入院・手術がありますか。**

**過去2年以内に、健康診断・人間ドックをうけた場合で、下表の項目について、要再検査・要精密検査・要治療のいずれかを指摘されたことがありますか。**

※ただし、その後の再検査・精密検査の結果、医師より「異常なし」と言われた場合は、「いいえ」になります。

※血圧測定の結果、異常指摘については、治療中の場合でも血圧値が「最大140/最小90mmHg未満」の場合には「いいえ」になります。

※脂質異常症については、治療中の場合でもLDLコレステロールが「190mg/dl未満」、中性脂肪が「400mg/dl未満」の場合には「いいえ」になります。

※健康診断・人間ドックとは健康維持・病気の早期発見のための診察・検査をいいます(例:企業・学校が行う定期健康診断、採用時健康診断、自治体が行う検診、自発的に受診した「定期健康診断」「がん検診」「PET検診」)。

臓器	脳	甲状腺	心臓	肺	食道	胃腸	肝臓	胆のう	すい臓	腎臓	前立腺	乳房	子宮	卵巣
検査	血圧測定	血液検査	尿検査	便検査	眼底検査	脳検査	内科診察							

④

**身体上、つぎのいずれかの障がいがありますか。**

- 視力の障がい(左右いずれか悪い方の矯正視力が0.3以下)
- 聴力・言語・そしゃく機能の障がい
- 背骨(脊柱)の変形や機能障がい、上下肢の機能障がい(手足のゆびの欠損を除きます)

※質問事項がすべて「いいえ」の場合でも、ご職業、過去の給付金の支払情報などによってはお引受けできないことがあります。

※2025年4月現在の項目です。内容を変更する場合があります。

## 質問事項

(a)過去5年以内に、病気やケガで、7日間以上にわたり医師の診察・検査・治療・投薬、もしくは手術をうけたことがありますか。(帝王切開を含みます。)

(b)過去3か月以内に、病気やケガで、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか。

①(a)(b)ともに、下表の病気やケガについては、条件に該当していれば「いいえ」になります。

	病気やケガ	「いいえ」となる場合(条件)
右の病気	高血圧症	直近の血圧値が「最大140/最小90mmHg未満」の場合
	脂質異常症	直近のLDLコレステロールが「190mg/dl未満」、中性脂肪が「400mg/dl未満」の場合
感染症	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	完治して1か月以上経過する場合(ただし、後遺症がなく、入院15日未満の場合または入院していない場合に限りです。)
	かぜ(感冒)※ インフルエンザ おたふくかぜ みずぼうそう はしか 風しん 手足口病 急性胃腸炎	現在完治している場合
眼の病気	結膜炎 ものもらい(麦粒腫)	現在完治している場合
鼻の病気	急性鼻炎 慢性鼻炎 急性副鼻腔炎	現在完治している場合
	慢性副鼻腔炎 蓄膿症 鼻茸 鼻中隔湾曲症	現在完治している場合(ただし、手術をうけた場合に限りです。)
耳の病気	急性中耳炎	現在完治している場合
呼吸器の病気	急性へんとう炎 へんとう周囲炎 へんとう肥大 アデノイド肥大 急性肺炎 急性気管支炎	現在完治している場合
	慢性へんとう炎	現在完治している場合(ただし、手術をうけた場合に限りです。)
消化器の病気	急性食中毒	現在完治している場合
	虫垂炎 そけい・大腿・臍・腹壁癒痕ヘルニア	現在完治している場合(ただし、手術をうけた場合に限りです。)
妊娠・分娩	正常分娩	分娩後1か月以上経過した場合
皮膚の病気	ガングリオン 良性のイボ 粉瘤(アテローム) 皮ふ炎 湿疹 帯状ぼうしん	現在完治している場合
運動器の病気	腱鞘炎 バネ指	完治して6か月以上経過した場合
ケガ	四肢関節ねんざ じん帯損傷・腱損傷 手ゆび・足ゆびの骨折 肩鎖関節・四肢関節の脱臼	現在完治している場合
	頸椎ねんざ(むち打ち症)	完治して2年以上経過した場合
	半月板損傷	完治して6か月以上経過した場合
	肩甲骨・鎖骨・肋骨・四肢骨・胸骨の骨折	現在完治している場合(ただし、抜釘手術(骨折の固定に用いた金属・プレート等を取り除く手術)の予定がない場合に限りです。)
	やけど	現在完治している場合(ただし、入院治療がない場合に限りです。)

※診断名「かぜ」(感冒)に限り、医師からの投薬の途中で症状がなくなり、通院を終了した場合は、「完治」とみなします。

⑥

**<女性のみ> 現在妊娠していますか。**

⑦

**医療保険用保険料払込免除特約をお申込みの方のみ告知ください。**

今までに、がん(上皮内がんを含みます)、高度異形成(子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部に限りです)、肉腫、白血病と診断されたことがありますか。

⑧

**介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約をお申込みの方のみ告知ください。**

- 今までに、公的介護保険制度における「要介護・要支援」の認定を申請したことがありますか。
- 今までに、認知症(認知症のうたがいを含みます)、軽度認知障がい(MCI)と診断されたことがありますか。

⑨

**介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約をお申込みの方のみ告知ください。**

過去2年以内に病院または診療所などの医療機関において、認知機能に関する検査をうけたことがありますか。

ご自身の望む人生を実現するには、必要な備えを正しく理解することが大切です。ここでは、必要な備えを理解するもとなる公的保障について説明します。また、リスクへの「備え」の基本は公的保障です。そして、公的保障で不足する部分に備え、補完するのが生命保険の役割です。

## 1 老後資金不足のとき

▶老後の生活を守るための公的保障として「老齢年金」があります。

### 老齢基礎年金

国民年金の保険料納付済期間(免除期間などを含む)が原則10年以上ある方に65歳から支給されます。国民年金に40年加入し、全期間が保険料納付済期間である場合、65歳から満額が支給されます。ただし、保険料納付済期間が40年未満の場合は減額されます。

### 老齢厚生年金

老齢基礎年金に上乗せして、原則65歳から支給されます。年金額は、平均標準報酬月額\*1、平均標準報酬額\*2、加入期間にもとづいて計算されます。

### 特別支給の老齢厚生年金

厚生年金加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間をみたしている方で、女性であれば生年月日が昭和41年4月1日までの方、男性(女性でも公務員などの期間がある方)であれば、生年月日が昭和36年4月1日までの方が対象となります。特別支給の老齢厚生年金の金額は、平均標準報酬月額\*1、平均標準報酬額\*2、加入期間にもとづいて計算された年金額が、生年月日により開始年齢が決まっている年齢から65歳になるまでの間、支給されます。

\*1 平均標準報酬月額は、2003年3月以前の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額を再評価率で修正した後の平均額です。  
\*2 平均標準報酬額は、2003年4月以後の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額と標準賞与額を再評価率で修正した後の合算した平均額です。

ご自身が将来受け取れる公的年金額を、厚生労働省の「公的年金シミュレーター」で試算してみましょう!!



「働き方・暮らし方」の変化に応じて  
将来受け取る年金額を試算できる

年金額を  
見える化  
する

公的年金  
シミュレーター

<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp>

公的年金シミュレーター  
使い方HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki\\_nenkin\\_simulator.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html)

出典：厚生労働省「公的年金シミュレーター使い方ホームページ」をもとに当社作成

※本資料は公的保障制度の概略を説明しています。詳細につきましては所轄の官公署、専門家等にご確認ください。  
※本資料に記載されている公的年金・公的医療保険制度・公的介護保険制度等に関する記載やその他の制度、数値は2025年1月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

## 2 就業不能のとき

▶働けなくなったときのその後の生活を守る公的保障として「傷病手当金」や「障害年金」があります。

### 傷病手当金

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やケガのために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に支給される制度です。休業が3日以上継続すると4日目から支給の対象となり、1日について標準報酬日額相当\*1の3分の2の手当てが通算で1年6か月支給されます。

### 障害基礎年金

障害等級1級・2級と認定された被保険者に対して支給されます。受給権がある方によって生計を維持されている子\*2がいる場合、子の加算が支給されます。障害基礎年金の支給を受けるためには、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上保険料を納めていること等が必要です。

※障害認定日は初診日から起算して1年6か月を経過した日、またはそれ以前で症状が固定した日のいずれかです。  
※障害等級は、身体障害者手帳などの等級とは基準が異なります。

### 障害厚生年金

厚生年金の被保険者期間中に初診日がある傷病で、障害認定日に障害等級1級から3級までの障がいの状態にあるときに支給されます(ただし、保険料納付要件をみたす必要があります)。なお、障害等級1級から3級に該当せず、一定の障がい状態にある場合、障害手当金が支給される場合もあります。障害厚生年金・障害手当金の支給額は、平均標準報酬月額、平均標準報酬額、被保険者期間により異なります。

※障害厚生年金の障害等級の1級・2級は、障害基礎年金と共通、3級は厚生年金独自で定められています。

\*1 直近の継続した12か月間の標準報酬月額の平均額の30分の1です。公務員などの場合、基準額の算定方法が異なるケースもあります。  
\*2 「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

## 3 死亡のとき

▶「万一」のことがあったときに、このされた家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。

### 遺族基礎年金

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者(妻または夫)」または「子」\*に支給されます。

### 遺族厚生年金

遺族厚生年金を受けられる遺族は、亡くなった方に生計を維持されていた①配偶者・子、②父母、③孫、④祖父母ですが、妻以外の遺族は、年齢要件があります。また、①の方に遺族厚生年金の受給権がある場合、②以下の遺族に遺族厚生年金は支給されません。年金額は、亡くなった方の厚生年金の加入履歴をもとに計算した報酬比例の年金額の4分の3相当額です。遺族が「子のある配偶者」または「子」の場合は、遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給され、子のいない30歳未満の妻に支給される遺族厚生年金は5年間の有期年金です。

### 中高齢寡婦加算

一定の要件をみたした妻が受け取る遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。

### 寡婦年金

亡くなった夫が一定の要件をみたし、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡当時のその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。

\* 「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

## 4 要介護のとき

▶ 介護が必要になったときの公的保障として、介護サービスを受けることができる「公的介護保険」があります。

公的介護保険は、所定の要介護(要支援)状態になった場合に、支給限度額内であれば、対象の介護サービスを1割(一定以上の所得のある65歳以上の人は2割または3割)の自己負担で利用できる制度です。満40歳以上の方が加入し、第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40~64歳)に区分されます。第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護(要支援)状態のみが保障の対象となります。

### ●公的介護保険の受給対象

年齢区分	対象外	給付対象	給付対象外
39歳以下の方	対象外		
40~64歳の方	加齢にともなって生ずる特定の疾病を原因とするもの*	給付対象	左記以外を原因とするもの(交通事故など)
65歳以上の方	原因を問わず 給付対象		

- \* ●がん(末期) ●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症  
●初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症  
●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患  
●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

### ●要介護(要支援)認定の目安

要介護度	身体の状態例
要支援 1	日常生活の動作の一部(入浴・掃除など)に何らかの介助を必要とする
要支援 2	要介護1相当ではあるが、生活機能の維持改善の可能性が高い
要介護 1	日常生活の動作の一部や移動の動作などに何らかの介助を必要とするもの忘れおよび理解の一部低下がみられることがある
要介護 2	日常生活の動作、食事、排せつなどに何らかの介助や支えを必要とするもの忘れおよび直前の動作の理解に一部低下がみられる
要介護 3	日常生活の動作、食事、排せつなどに介助や支えを必要とするもの忘れおよび問題行動、理解の低下がみられる
要介護 4	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではほとんどできない多くの問題行動や理解の低下がみられる
要介護 5	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではできない多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる

## 5 病気・ケガのとき

▶ 病気やケガで入院や手術をしたときの公的保障として、「公的医療保険」があります。

公的医療保険の対象となる診療は「保険診療」で、「先進医療」や「自由診療」は公的医療保険の対象外となります。

医療費	公的医療保険負担	1~3割自己負担												
●医療費の自己負担割合	●自己負担限度額(70歳未満) 1か月あたりの自己負担額が限度額を上回った場合、高額療養費制度により超過分が支給されます。													
小学校入学前	2割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83万円以上</td> <td>252,600円+(医療費-842,000円)×1% &lt;4回目以降:140,100円&gt;</td> </tr> <tr> <td>53万円以上 83万円未満</td> <td>167,400円+(医療費-558,000円)×1% &lt;4回目以降:93,000円&gt;</td> </tr> <tr> <td>28万円以上 53万円未満</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1% &lt;4回目以降:44,400円&gt;</td> </tr> <tr> <td>28万円未満</td> <td>57,600円 &lt;4回目以降:44,400円&gt;</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税</td> <td>35,400円 &lt;4回目以降:24,600円&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	自己負担限度額	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <4回目以降:140,100円>	53万円以上 83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <4回目以降:93,000円>	28万円以上 53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <4回目以降:44,400円>	28万円未満	57,600円 <4回目以降:44,400円>	住民税非課税	35,400円 <4回目以降:24,600円>
所得区分	自己負担限度額													
83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <4回目以降:140,100円>													
53万円以上 83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <4回目以降:93,000円>													
28万円以上 53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <4回目以降:44,400円>													
28万円未満	57,600円 <4回目以降:44,400円>													
住民税非課税	35,400円 <4回目以降:24,600円>													
小学生以上70歳未満	3割													
70~74歳	2割*1													
75歳以上	1割*2													

- \*1 現役並み所得の場合は3割となります。  
\*2 一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得の場合は3割となります。

※各自治体の補助などにより、実際の負担が軽減されている場合があります。

## 6 身体障がい

▶ 身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる「自立支援給付」があります。

市町村に申請し「障害支援区分(区分1~6)」等の認定を受け、利用します。

### ●自立支援給付の種類 ※自己負担は原則1割です(所得に応じた自己負担上限あり)。

障害福祉サービス	障がいの日常生活の支援をする「介護給付」と日常生活の向上や就労支援等を目的とする「訓練等給付」があります。
自立支援医療	障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。(所得制限があります。)
補装具	義肢・装具・車いす等の購入を市町村に申請することによって支給されます。

出典：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について(2021年4月版)」

▶ 身体障害者福祉法で定める「身体障がい」とは、以下の身体の機能の障がいのことです。障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。

6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

障害部位	認定される等級	障害部位	認定される等級
視覚障害	1~6級	呼吸器機能障害	1・3・4級
聴覚または平衡機能の障害	2~6級	膀胱または直腸の機能障害	1・3・4級
音声・言語・そしゃく機能の障害	3・4級	小腸機能障害	1・3・4級
肢体不自由	1~7級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1~4級
心臓機能障害	1・3・4級	肝臓機能障害	1~4級
腎臓機能障害	1・3・4級		



あらかじめ指定されたご家族等がご利用いただけます

無料

# しんらいの ご家族サポートサービス

✓ ご契約者・被保険者にもしものことがあったとき、指定されたご家族等がサポートできるサービスです。

※ご加入後にお申し込みいただけます

## お客さまのご家族登録制度

例えば…高齢の親の契約内容を確認したい

→ご家族を登録していれば契約内容を確認できます!

## 保険契約者代理特約

例えば…ご契約者が認知症などで意思表示が難しく、ご自身ではお手続きができません

→保険契約者代理人を指定していればご契約に関するお手続きができます!

※ご契約時にお申し込みいただけます

## 指定代理請求特約

例えば…被保険者が事故や病気などで意識不明となり、意思表示できません

→指定代理請求人を指定していれば保険金等を請求できます!



「お客さまのご家族登録制度規約」については  
当社ホームページでご確認ください。

詳細ページはこちら→



※ご検討にあたっては「お客さまのご家族登録制度規約」「ご契約の概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください

ご契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます

無料



# フコクしんらい生命の無料相談室 フコクしんらいダイヤルサービス

## ✓ 健康・介護相談 (健康ダイヤルサービス)

健康に関するお問合わせから急な発熱や病気の症状、介護の不安や悩みについて、24時間365日、専門家に電話で無料相談できます!

専門スタッフに  
相談いただけます

看護師

介護支援  
専門員

医師 ※1  
※2

栄養士 ※2

※1 医師の相談は精神科・心療内科を除きます ※2 医師・栄養士の相談は予約となる場合があります

## ✓ 年金相談 (年金ダイヤルサービス)

公的年金に関する一般的なご相談に社会保険労務士がお答えします。

- ▶ 毎週火、水、木曜日(祝日、年末年始を除く)
- ▶ 午前10時～午後5時 ※当日10時より先着順で予約受付

## ✓ 税務相談 (税務ダイヤルサービス)

税務に関する一般的なご相談に税理士がお答えします。

- ▶ 毎週水曜日(祝日、年末年始を除く)
- ▶ 午前10時～午後5時 ※当日10時より先着順で予約受付



ご契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます\*

# KUMONの脳トレ

## ✓ 1日10分、自宅で脳の健康づくり!

認知症予防等を目的に、KUMONのオリジナル「教材」「測定」「情報」をセットでご提供するサービスです。

自宅で、気軽に、楽しく、毎日学習できます。

- 川島隆太教授(東北大学加齢医学研究所) 監修によるオリジナル教材学習と月1回の脳機能測定(セルフチェック)
- 自宅に直接お届け、1日10分程度で楽しくできる



\*当社の特典をご利用いただくことで1か月分のご利用料金が無料となります

介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約のご契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます\*

★脳トレアプリ、脳トレドリル★

# Active Brain CLUB

脳トレ開発者 川島隆太博士監修  
(株)NeU取締役CTO (東北大学教授)

## ✓ 脳はいくつになっても鍛えることができます!

認知機能の維持・向上のための脳トレアプリ・脳トレドリルをご利用いただけます。



楽しく  
続く!  
毎日5分

- (1) 頭の回転速度
- (2) 記憶力
- (3) その他 (注意・抑制・予測など)

\*アプリ利用料は、ご登録から2年間無料となります

ご契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます\*

# クロネコ見守りサービス

ハローライト訪問プラン

## ✓ ヤマト運輸の高齢者見守りでご家族に安心を

おうちのトイレや廊下などの電球をハローライト電球に交換するだけで始められる見守りサービスです。24時間電球のON/OFFが確認できない場合に異常を検知し事前設定した通知先へメールでお知らせ、通知先の方からのご依頼があれば、ヤマト運輸のスタッフが代わりに訪問いたします。



\*当社の特典をご利用いただくことで初月料金が無料となります

※「しんらいのご家族サポートサービス」以外は、フコクしんらい生命が提携する企業が提供するサービスです  
・ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、フコクしんらい生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください  
・各サービスは2025年4月時点のものであり、予告なく変更・終了する場合がありますのであらかじめご了承ください  
・各サービスの内容およびご利用できるご家族の詳細につきましては、当社ホームページをご確認ください

# ご契約の概要 ～必ずお読みください～

- 「ご契約の概要」(P 33～42)は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 「ご契約の概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しております。お支払事由の詳細や制限事項の詳細ならびに主な保険用語の説明などについては『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますのでご確認ください。

## 1 引受保険会社の名称と住所など

- ◆ **名称** フコクしんらい生命保険株式会社
- ◆ **住所** 〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1  
TEL 03-6731-2100 (代表)  
ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>

## 2 商品の特徴としくみ図

- ◆ この商品の正式名称は、解約返戻金抑制型医療保険です。
- ◆ この商品は、疾病や不慮の事故で入院されたときをはじめ、手術、放射線治療、先進医療、骨髄移植治療を受けられたとき、また骨髄ドナーとなり採取手術を受けられたときの、一生涯の保障を目的とした解約返戻金抑制型医療保険を主契約とします。  
解約返戻金抑制型医療保険には、取扱条件の範囲内で、一生涯にわたり退院後一定期間の通院の保障を特徴とする退院後通院特約、一生涯にわたり特定8疾病または特定感染症による入院の保障を特徴とする特定8疾病・特定感染症入院特約、一定期間の先進医療の技術料実費の保障を特徴とする先進医療特約、一定期間の認知症と介護の保障を特徴とする介護保障定期保険特約と軽度介護保障特約を付加することができます。  
また、特定3疾病により入院されたとき、以後の主契約・特約の保険料のお払込みが不要となる医療保険用保険料払込免除特約を付加することができます。

解約返戻金抑制型医療保険 (主契約)	一生涯の保障
退院後通院特約	一生涯の保障
特定8疾病・特定感染症入院特約	一生涯の保障
先進医療特約	一定期間の保障 (自動更新)
介護保障定期保険特約	一定期間の保障 (自動更新)
軽度介護保障特約	一定期間の保障 (自動更新)
医療保険用保険料払込免除特約	一生涯の保障

- 参照**
- ・主契約と各特約の保障内容については、**3 保障内容** をご確認ください。
  - ・取扱条件については、**4 ご契約の取扱条件** をご覧ください。
  - ・保険料については、**保険設計書**または『**商品パンフレット**』(保険料表) をご覧ください。

## 3 保障内容

お支払いする給付金		お支払いする場合	お支払いする金額	お支払限度	
解約返戻金抑制型医療保険(主契約)	疾病入院給付金	被保険者が疾病により入院されたとき	①入院日数が5日以内の場合 入院給付金日額×5	*3 1回の入院の支払限度 60日 (通算支払限度) 1,095日	
	災害入院給付金	被保険者が不慮の事故*1により入院*2されたとき	②入院日数が6日以上の場合 入院給付金日額×入院日数	1回の入院の支払限度 60日 (通算支払限度) 1,095日	
	手術給付金	入院中以外(外来)で受けられた手術の場合	被保険者が疾病または不慮の事故*1により所定の手術*4を受けられたとき	入院給付金日額×5	なし
		入院中に受けられた手術の場合			なし
	放射線治療給付金	被保険者が疾病または不慮の事故*1により所定の放射線治療*5を受けられたとき	入院給付金日額×10	入院時手術給付金等増額特約を付加した場合 入院給付金日額×20	なし (ただし、60日間に1回)
	骨髄移植治療給付金	被保険者が疾病または不慮の事故*1により所定の骨髄移植*6を受けられたとき			なし
	先進医療定額給付金	被保険者が疾病または不慮の事故*1により所定の先進医療*7による療養を受けられたとき	入院給付金日額×10		なし
骨髄ドナー給付金	被保険者が所定の骨髄移植のドナーになられたとき*8			1回	

以下の特則を付加することができます。

特則を付加した場合、入院給付金のお支払限度および手術給付金等のお支払額はつぎのようになります。

特 則	お支払限度・お支払額
特定8疾病入院無制限特則	特定8疾病による入院について、1回の入院についての支払限度や通算支払限度を超えて疾病入院給付金をお支払いします。(この特則による疾病入院給付金のお支払いは、お支払限度日数の計算に含めません。)
入院時手術給付金等増額特則	手術給付金(外来の手術) : 入院給付金日額の5倍 手術給付金(入院中の手術) : 入院給付金日額の20倍 放射線治療給付金 : 入院給付金日額の20倍 骨髄移植治療給付金 : 入院給付金日額の20倍 先進医療定額給付金 : 入院給付金日額の10倍 骨髄ドナー給付金 : 入院給付金日額の10倍

(注) 災害入院給付金の支払事由と疾病入院給付金の支払事由が重複して生じた場合、災害入院給付金のお支払いがある間は、疾病入院給付金を重複してお支払いしません。

- \*1 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- \*2 お支払いの対象となる入院とは、不慮の事故の日から180日以内に開始した入院です。
- \*3 特定8疾病入院無制限特則を付加した場合、特定8疾病による入院について、1回の入院についての支払限度や通算支払限度を超えて疾病入院給付金をお支払いします。
- \*4 お支払いの対象となる手術とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術です。ただし、次の①～⑥に該当する手術は、手術給付金をお支払いできません。①創傷処理②皮膚切開術③デブリードマン④骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術⑤拔牙手術⑥鼻腔粘膜焼灼術(下甲介粘膜焼灼術を含む)  
また、医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して手術を受けられた場合に、手術料が1回のみ算定される手術があります。これらの手術を受けられた場合には、お支払額のもっとも高い1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。入院時手術給付金等増額特則を付加した場合でも、手術給付金のお支払対象となる手術は同一となります。
- \*5 お支払いの対象となる放射線治療とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。
- \*6 お支払いの対象となる骨髄移植とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいいます。また、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなし、お支払いの対象となります。ただし、異種移植および公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されていない骨髄移植は除きます。
- \*7 お支払いの対象となる先進医療とは、公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。ただし、療養を受けた時点において、公的医療保険制度の「療養の給付」の給付対象となっている療養は除きます。なお、先進医療定額給付金のお支払いは、同一の疾病または傷害を原因として、同一の先進医療による療養を複数回受けた場合でも、1回の給付となります。
- \*8 組織の機能に障害がある者に対し骨髄幹細胞を移植することを目的としたものをいいます。ただし、自家移植の場合を除きます。また、責任開始期の属する日から起算して1年を経過した後に行われた骨髄幹細胞の採取手術であることを要します。なお、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植は骨髄ドナー給付金のお支払いの対象となりません。

お支払いする給付金	お支払いする場合	お支払いする金額	お支払限度
退院後通院特約 通院給付金	被保険者が支払対象期間(主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間をいいます。)中に、入院の直接の原因となった疾病または傷害の治療を目的とした通院をされたとき	通院給付金日額 ×通院日数	*9 1回の入院の その通院につき 支払限度 30日 (通算支払限度 なし)
特定8疾病・特定感染症入院特約 特定8疾病・特定感染症入院給付金	被保険者が特定8疾病*10または特定感染症*10により入院されたとき	①入院日数が 5日以内の場合 入院給付金日額 ×5  ②入院日数が 6日以上の場合 入院給付金日額 ×入院日数	1回の入院の 支払限度 60日 (通算支払限度 1,095日*11)
先進医療特約 先進医療給付金	被保険者が所定の先進医療*12による療養を受けられたとき	先進医療の技術 にかかわる費用 の額	通算2,000万円

- \*9 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数が、いずれも通算して1,095日に達した場合、この特約は消滅します。ただし、主契約に特定8疾病入院無制限特則が付加されている場合を除きます。
- \*10 対象となる特定8疾病および特定感染症については、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- \*11 特定8疾病・特定感染症入院給付金の支払日数が通算して1,095日に達した場合、この特約は消滅します。ただし、特定8疾病入院無制限特則が付加されている場合を除きます。  
主契約に特定8疾病入院無制限特則が付加されている場合、この特約にも特定8疾病入院無制限特則が付加されます。特定8疾病入院無制限特則が付加されている場合、特定8疾病による入院については、1回の入院についての支払限度や通算支払限度を超えて特定8疾病・特定感染症入院給付金をお支払いします。(特定8疾病入院無制限特則による特定8疾病・特定感染症入院給付金のお支払いは、お支払限度日数の計算に含めません。)
- \*12 お支払いの対象となる先進医療とは、公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいい、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。ただし、療養を受けた時点において、公的医療保険制度の「療養の給付」の給付対象となっている療養は除きます。

お支払いする 給付金・保険金		お支払いする場合	お支払いする 金額	お支払限度
介護保障定期保険特約 (死亡保険金不担保特則付)	認知症診断給付金	被保険者が認知症給付の責任開始日*13以後、特約保険期間中に、初めて所定の認知症*14に罹患していると診断確定されたとき	介護保障定期保険特約の特約保険金額	1回
	介護保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度の要介護認定を受け要介護2以上に該当していると認定されたとき (2) 所定の要介護状態*14に該当したとき	介護保障定期保険特約の特約保険金額	いずれか 1回
	特約高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に所定の高度障害状態*14に陥ったとき		
軽度介護保障特約	認知障害給付金	被保険者が認知障害給付の責任開始日*15以後、特約保険期間中に、初めて所定の認知障害(認知症、軽度認知障害)*14と診断確定されたとき	軽度介護保障特約の特約基準金額の5%	1回
	要支援給付金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、公的介護保険制度の要支援1または要支援2に該当していると認定されたとき	軽度介護保障特約の特約基準金額の20%	1回
	軽度介護給付金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度の要介護1以上に該当していると認定されたとき (2) 所定の要介護状態または所定の高度障害状態*14に該当したとき	軽度介護保障特約の特約基準金額の100% (要支援給付金 お支払後は 特約基準金額の80%)	1回
	生存給付金 (生存給付金特則を 付加した場合)	被保険者が2年ごとの契約当日の前日の満了時または特約保険期間の満了時に生存しているとき	軽度介護保障特約の生存給付金額	なし

特約の名称	保障内容
医療保険用 保険料払込免除特約	被保険者が、保険料払込期間中につきのいずれかの疾病を直接の原因とし、その治療を目的とした入院を開始したとき、以後の保険料のお払込みは免除となります。 (1) がんの責任開始日*16以後に初めて診断確定された「がん」*14 (2) 責任開始期以後に発病した「心疾患」*14 (3) 責任開始期以後に発病した「脳血管疾患」*14

\*13 認知症給付の責任開始日は、介護保障定期保険特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日です。

\*14 くわしくは、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

\*15 認知障害給付の責任開始日は、軽度介護保障特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日です。

\*16 がんの責任開始日は、医療保険用保険料払込免除特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日です。

※介護保険金または特約高度障害保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、以後の介護保障定期保険特約の認知症診断給付金、介護保険金および特約高度障害保険金はお支払対象外となります。

※認知症給付の責任開始日の前日までに所定の認知症に罹患していると診断確定されても認知症診断給付金のお支払いはいたしません。

※軽度介護給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約は消滅しますので、以後の軽度介護保障特約の認知障害給付金、要支援給付金、生存給付金(生存給付金特則を付加した場合)はお支払対象外となります。

※認知障害給付の責任開始日の前日までに所定の認知障害と診断確定されても認知障害給付金のお支払いはいたしません。

※認知症診断給付金、認知障害給付金、要支援給付金のお支払いはそれぞれ1回のみです。お支払いした場合、特約が更新されても再度お支払いはいたしません。

※軽度介護保障特約を付加したご契約につきましては、被保険者が死亡した場合、軽度介護保障特約に責任準備金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者にお支払いします。

## 4 ご契約の取扱条件

解約返戻金抑制型医療保険(主契約)	入院給付金日額	5,000円、1万円
	1回の入院の支払限度日数	60日(通算支払限度1,095日)
	保険期間・保険料払込期間	終身
	契約年齢範囲(被保険者)*1	0歳(生後15日以上)~80歳
	付加することができる特則	特定8疾病入院無制限特則 入院時手術給付金等増額特則
退院後通院特約	通院給付金日額	主契約の入院給付金日額と同額
	1回の入院のその通院の支払限度日数	30日(通算支払限度なし)
	保険期間・保険料払込期間	終身
	契約年齢範囲(被保険者)*1	0歳(生後15日以上)~80歳
特定8疾病・特定感染症入院特約	入院給付金日額	主契約の入院給付金日額と同額(5,000円)*2
	1回の入院の支払限度日数	60日(通算支払限度1,095日) ※主契約に特定8疾病入院無制限特則が付加されている場合、この特約にもこの特則が付加されます。
	保険期間・保険料払込期間	終身
	契約年齢範囲(被保険者)*1	0歳(生後15日以上)~80歳
先進医療特約	保険期間・保険料払込期間	10年
	契約年齢範囲(被保険者)*1	0歳(生後15日以上)~75歳
介護保障定期保険特約 (死亡保険金不担保特則付)	特約保険金額	50万円または100万円 ※軽度介護保障特約を付加する場合は、50万円
	認知症診断給付金倍率	100%
	保険期間・保険料払込期間	5、10、20、30年 ※保険期間満了時の年齢が85歳以下に限ります。 ※5年は契約年齢76~80歳の場合に限ります。
	契約年齢範囲(被保険者)*1	20歳~80歳
軽度介護保障特約*3	特約基準金額	50万円
	生存給付金額*4	1、3、5万円
	保険期間・保険料払込期間	介護保障定期保険特約と同一
	契約年齢範囲(被保険者)*1	20歳~80歳
医療保険用保険料払込免除特約	保険期間	終身
	契約年齢範囲(被保険者)*1	0歳(生後15日以上)~80歳
保険料払込方法*5		□座振替月払/□座振替年払
最低保険料		□座振替月払:900円 □座振替年払:5,000円 ※特約保険料を含みます。
引受選択		告知書扱

- \*1 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。  
法人契約の場合、解約返戻金抑制型医療保険、退院後通院特約、特定8疾病・特定感染症入院特約、先進医療特約、医療保険用保険料払込免除特約の被保険者の契約年齢は、15歳以上となります。(介護保障定期保険特約の被保険者の契約年齢は、20歳以上となります。)
  - \*2 主契約の入院給付金日額が5,000円の場合のみお取扱いが可能です。
  - \*3 軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ付加できます。  
法人契約の場合、軽度介護保障特約はお取扱いできません。
  - \*4 生存給付金特則を付加した場合のみ、生存給付金をお支払いします。
  - \*5 法人契約の場合、第1回保険料については振込みのお取扱いが可能です。
- ※被保険者がすでに当社の保険商品に加入されている場合など、お申込みされてもご加入いただけないことがあります。  
※被保険者の仕事内容によっては、ご加入金額に制限があることやご加入いただけないことがあります。

## 5 特約の自動更新について

- ◆保険契約者宛てに、**更新日の3か月前に**「更新回答書」のついた「更新のご案内」を送付いたします。保険契約者から**特約保険期間満了日の2か月前までに**、継続しない旨のお申出がないかぎり、特約は、特約保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- ◆**更新後の特約保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。**したがって、**更新後の特約保険料は、更新前と異なります。**
- ◆更新後の特約給付金額等、特約保険期間は、更新前と同一となります。ただし、当社所定の範囲内で特約保険期間を変更することがあります。  
また、特約保険期間満了日の2か月前までに保険契約者からお申出があれば、当社所定の範囲内で特約給付金額等を減額、特約保険期間を短縮して更新することができます。
- ◆先進医療特約について、更新前の先進医療特約からすでに先進医療給付金をお支払いしている場合には、更新後もそれを通算します。先進医療給付金のお支払いは通算して2,000万円を限度とします。
- ◆**生存給付金特則が付加された軽度介護保障特約について、保険料のお払込みが免除された場合、更新後の生存給付金のお支払いはありません。**(保険料のお払込みが免除された場合、軽度介護保障特約の生存給付金特則は更新されません。)
- ◆更新後の特約保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の範囲を超える場合には、更新のお取扱いをいたしません。

## 6 指定代理請求特約について

◆ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる給付金等について、被保険者ご自身が請求できない「特別な事情」※があるときに、指定代理請求人が給付金等の代理請求をすることができます。また、指定代理請求人が給付金等を代理請求できない場合でも、請求時において所定の要件に該当する方（代理請求人）が給付金等の代理請求をすることができます。

※「特別な事情」とは、被保険者ご自身が給付金等を請求できないつぎのような事情があると当社が認めた場合をいいます。

- ・被保険者が、心神喪失の常況にあるため、給付金等を請求できないとき
- ・被保険者ご本人が、病名を知らされていないため、給付金等を請求できないとき など

◆保険契約者は被保険者の同意を得て、つぎの範囲内で1人の方を指定代理請求人として指定してください。なお、給付金等の代理請求を行う場合には、給付金等の請求時においても、つぎの範囲内である必要があります。

- 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、3親等内の血族
- 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

◆保険契約者は、被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人の指定が不要になった場合には、その指定を取り消すことができます。

◆給付金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後に被保険者ご本人からご請求を受けた場合でも、当社は重複してのお支払いはいたしません。

◆指定代理請求人に給付金等をお支払いした後、保険契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社はその給付金等の支払状況について事実にもとづいて回答せざるを得ませんのでご承知おきください。

※法人が主契約の給付金受取人となる場合、指定代理請求特約は付加できません。

**参照** くわしくは、『ご契約のしおり・約款』④しんらいのご家族サポートサービスの 指定代理請求特約 をご覧ください。

## 7 保険料払込の免除について

つぎの場合には、将来の保険料のお払込みは免除となります。

- 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に**所定の高度障害状態**になられたとき。
- 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に**所定の身体障害の状態**になられたとき。

**参照** ・「所定の高度障害状態」については、『ご契約のしおり・約款』普通保険約款「別表3 対象となる高度障害状態」をご覧ください。

・「所定の身体障害の状態」については、『ご契約のしおり・約款』普通保険約款「別表4 対象となる身体障害の状態」をご覧ください。

(注) 医療保険用保険料払込免除特約による保険料払込免除については、**[3]** 保障内容をご確認ください。

## 8 契約者配当金について

この商品は無配当の商品です。したがって、**契約者配当金はありません。**

## 9 解約返戻金について

- **解約返戻金抑制型医療保険、退院後通院特約、特定8疾病・特定感染症入院特約、先進医療特約、介護保障定期保険特約、医療保険用保険料払込免除特約には解約返戻金はありません。**
- 軽度介護保障特約について、解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 医療保険用保険料払込免除特約を付加したご契約の解約返戻金額は、この特約を付加しない場合の解約返戻金額と同額になります。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、「フコクしんらい生命 お客様サービス室」へご連絡ください



フコクしんらい生命 お客様サービス室  
 TEL 0120-700-651 (通話料無料)  
 受付時間 9:00~18:00 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

- この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

**参照** くわしくは本書面53ページをご覧ください。

# 注意喚起情報 ~必ずお読みください~

- 「注意喚起情報」(P 43~53)は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますのでご確認ください。

## 1 クーリング・オフ制度 (ご契約のお申込みの撤回または解除)

申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます。)は、つぎの表に記載したご契約ごとの期間であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。

ご契約	期間
「責任開始期に関する特約」を付加するご契約	ご契約の申込日からその日を含めて <b>8日以内</b>
「責任開始期に関する特約」を付加しないご契約	ご契約の申込日または当社指定の金融機関の口座へお振り込みいただいた第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。)が指定口座へ着金した日のいずれか遅い日からその日を含めて <b>8日以内</b>

- ◆ お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または記録媒体の発信時に効力を生じません。
- ◆ お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。また、当社は、申込者等に対しお申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- ◆ お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に給付金等のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に、申込者等が給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

### お申込みの撤回等ができない場合

- 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 既契約の内容変更のとき
- 法人を保険契約者とする保険契約であるとき

### お申込みの撤回等のお申出方法

#### 書面によるお申出の場合

- 書面には、つぎの内容をご記入のうえ、申込者等がご署名してください。

①お申込みの撤回等をする旨 ②お申出日 ③申込者等の住所 ④証券番号  
⑤募集代理店名 ⑥保険料返金口座(申込者等の本人名義の口座)

(ご記入いただく内容は個人情報になりますので、できるだけ封書で当社あてにお申出ください。)

- 郵便にてつぎの住所あてにお申出ください。

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1  
フコクしんらい生命保険株式会社 クーリング・オフ担当 行

- 書面の発信時(郵便の消印日付)にお申込みの撤回等の効力が生じます。

#### 電磁的記録によるお申出の場合

- 当社では、電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、当社ホームページにお申出窓口を設定しております。

フコクしんらい生命  
【ホームページ】 <https://www.fukokushinrai.co.jp>

- お申出の送信時にお申込みの撤回等の効力が生じます。

## 2 健康状態や職業などの告知（告知義務）

### 告知義務

◆保険契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。

- ご契約にあたっては、
  - ・過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）
  - ・現在の健康状態
  - ・身体の障がい状態
  - ・職業 などについて当社がおたずねする告知事項について、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。**

● 診査を行うご契約の場合（診査扱）には当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）などについておたずねしますので、その医師に口頭により告知してください。

### 告知受領権

- 告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。
- 当社の代理店（生命保険募集人）・生命保険面接士には告知受領権がなく、口頭で伝えても告知したことになりません。

### 傷病歴等がある場合のご契約のお引受け

◆お客さまの傷病歴などによってはご契約をお断りすることもあります。（傷病歴などがある方をすべてお断りするものではなく、お引受けできる場合もあります。また、特別な条件をつけてお引受けできる場合もあります。）

### お申込内容などの確認

◆ご契約のお申込後または給付金等および保険料払込免除のご請求の際、当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

### 正しく告知されない場合

◆故意または重大な過失によって、事実を告知しない場合、または事実と違うことを告知した場合、責任開始日（または復活日。以下同じ）から2年以内であれば、**当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**



責任開始日から2年を経過していても、給付金等のお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

### ご契約または特約を解除した場合

- 給付金等をお支払いする事由が発生していても、当社はこれをお支払いすることはできません。
- 保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、当社はお払込みを免除することはできません。

（ただし、「給付金等のお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）

- 以下の場合は、当社にご契約または特約を解除することはできません。
  - ・告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をすることを妨げた場合
  - ・告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をしないことや事実でないことを告げることをすすめた場合

◆上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、給付金等をお支払いできないことがあります。  
例えば、**告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。**

- この場合、
- **責任開始日からの年数は問いません。**  
(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後も取消しとなることがあります。)
  - **すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

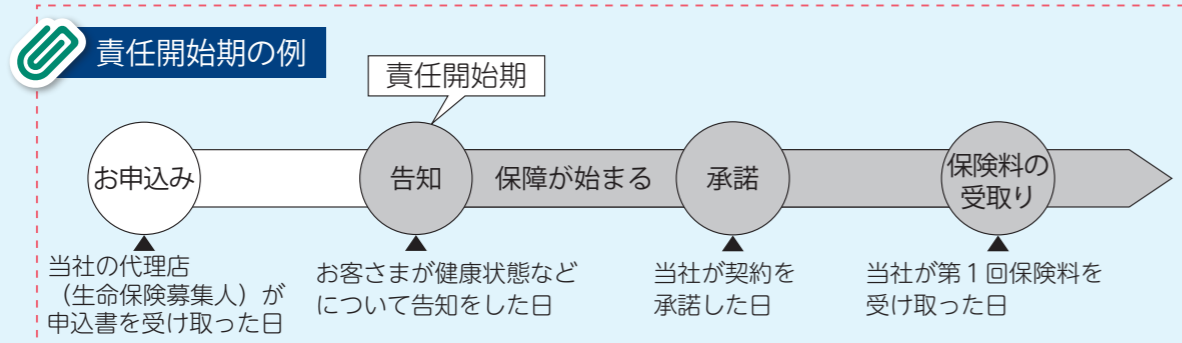


### 3 保障の開始（責任開始期）

お申し込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、つぎの時から保険契約上の保障が開始されます。

#### 責任開始期に関する特約を付加した場合

- ◆当社または当社の代理店（生命保険募集人）がご契約のお申し込みを受けた時または告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。



- ◆責任開始期に関する特約を付加した場合の第1回保険料についてはつぎのとおり取り扱います。
  - 第1回保険料の払込期間および猶予期間はつぎのとおりです。

払込期間	猶予期間
責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日まで	第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで

- 猶予期間内に第1回保険料のお払込みがないと、ご契約は無効となります。



第1回保険料が払い込まれないことによりご契約が無効となった場合、または第1回保険料が払い込まれる前にご契約を解約された場合、以後お申し込みいただく保険契約のお引受けに際して、一定の制限を設けることがあります。

#### 責任開始期に関する特約を付加しない場合

第1回保険料を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の保障が開始されます。



- ・介護保障定期保険特約の認知症診断給付金の保障が開始される「認知症給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- ・軽度介護保障特約の認知障害給付金の保障が開始される「認知障害給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- ・医療保険用保険料払込免除特約の「がん」についての保障が開始される「がんの責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。



具体例など詳しくは、『ご契約のしおり・約款』⑩ 保障の開始（責任開始期）をご覧ください。

#### 当社の代理店（生命保険募集人）の権限

当社の代理店（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

### 4 給付金等をお支払いできない場合

つぎのような場合には、給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合  
ただし、ご契約の際の告知等により当社がその原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかった場合など、約款・特約条項に特に規定があるときは、給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除をすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合  
(例)
  - ・保険契約者などが給付金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき
  - ・保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
- 責任開始期に関する特約を付加したご契約で、第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効になった場合
- 第2回目以降の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約について保険契約者などの詐欺の行為があつてご契約が取消しになった場合
- 給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 給付金等の免責事由に該当した場合  
(例)
  - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によりお支払事由に該当したとき など
- 介護保障定期保険特約の「認知症給付の責任開始日」の前日までに認知症と診断確定された場合（認知症診断給付金）
- 軽度介護保障特約の「認知障害給付の責任開始日」の前日までに認知障害と診断確定された場合（認知障害給付金）
- 医療保険用保険料払込免除特約の「がんの責任開始日」の前日までにがんと診断確定された場合



具体例など詳しくは、『ご契約のしおり・約款』⑤ 給付金等をお支払いできない場合をご覧ください。

## 5 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活に関する事項

### 📄 保険料払込の猶予期間

- ◆ 第2回目以降の保険料は払込期月（保険料をお支払いいただく月）内にお払込みください。払込期月内に保険料のお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けております。
  - 月払の場合…………… 払込期月の翌月初日から末日まで
  - 年払・半年払の場合…… 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない場合は、その月の末日）まで

### 📄 ご契約の失効

- ◆ 猶予期間内に第2回目以降の保険料のお払込みがないと、ご契約は失効します。

### 📄 ご契約の復活

- ◆ いったん失効したご契約でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

**参照** 復活の手続き、責任開始期などくわしくは、『ご契約のしおり・約款』⑬ 効力を失ったご契約の復活 をご覧ください。

## 6 ご契約の解約と解約返戻金のお取扱いについて

- ◆ 生命保険契約では、お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ◆ 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ◆ 保険商品の中には、より低廉な保険料でご契約いただけるように、解約返戻金をなくしたり、解約返戻金の水準を低く設定しているものがあります。
  - 解約返戻金抑制型医療保険、退院後通院特約、特定8疾病・特定感染症入院特約、先進医療特約、介護保障定期保険特約、医療保険用保険料払込免除特約には解約返戻金はありません。

- ご注意**
  - ・ 特定8疾病入院無制限特則、入院時手術給付金等増額特則のみの解約はできません。
  - ・ 医療保険用保険料払込免除特約を付加したご契約の解約返戻金額は、この特約を付加しない場合の解約返戻金額と同額になります。

**参照** くわしくは、『ご契約のしおり・約款』⑯ ご契約の解約と解約返戻金 をご覧ください。

## 7 業務または財産の状況の変化による給付金額などの削減について

- ◆ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額、解約返戻金額などが削減されることがあります。
- ◆ 当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額、解約返戻金額などが削減されることがあります。

**参照** くわしくは、『ご契約のしおり・約款』お願いとお知らせ「生命保険契約者保護機構」について をご覧ください。

## 8 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- ◆現在ご契約の保険契約を解約・減額するときには、一般的につきの点について、保険契約者にとって不利益となります。
  - 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
  - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- ◆新たにお申込みの保険契約についても告知義務があるため、**告知の内容によっては新たな保険契約のお引受けができなかったり、告知の内容が事実と相違していたことにより新たな保険契約が解除・取消しとなることもあります。**
- ◆新たにお申込みの保険契約の保障は現在ご契約の保険契約から継続しません。このため、新たにお申込みの保険契約で給付金等をお支払いできないこともあります。
  - 新たにお申込みの保険契約の責任開始期および給付金等のお支払いについては **3 保障の開始（責任開始期）** および **4 給付金等をお支払いできない場合** を再度ご確認ください。
  - 特につきの内容にご留意ください。
    - ・介護保障定期保険特約の「認知症給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
    - ・軽度介護保障特約の「認知障害給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
    - ・医療保険用保険料払込免除特約の「がんの責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

## 9 税制上のお取扱いについて

- 参照** くわしくは、『ご契約のしおり・約款』⑳ 生命保険と税金、『商品パンフレット』税制上のお取扱いについて をご覧ください。

## 10 給付金等のご請求について

- ◆給付金等のお支払事由や保険料払込の免除事由が生じた場合だけでなく、その可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに「フコクしんらい生命 お客様サービス室」にご連絡ください。
- ◆給付金等のお支払事由や保険料払込の免除事由、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合などについては、『ご契約のしおり・約款』・当社ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。  
(ホームページアドレス：<https://www.fukokushinrai.co.jp>)
- ◆当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者・被保険者のご住所や通信先等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◆給付金等のお支払事由や保険料払込の免除事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていれば、それぞれの契約について給付金等のお支払事由や保険料払込の免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。
- ◆ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる給付金等について、被保険者ご自身が請求できない特別な事情があるときに、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が給付金等の代理請求をすることができます。
  - ▶ 指定代理請求人となられる方に、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

- 参照** くわしくは、『ご契約のしおり・約款』④ しんらいのご家族サポートサービスの 指定代理請求特約 をご覧ください。

## 11 預金ではありません

この商品は預金ではなく、当社を引受保険会社とする生命保険です。したがって、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはならないことから、預金保険制度による元本の返済の保証はありません。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、  
「フコクしんらい生命 お客様サービス室」へご連絡ください



フコクしんらい生命 お客様サービス室

T E L 0120-700-651 (通話料無料)

受付時間 9:00~18:00 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

- この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
(ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

# Web 約款のご案内

ホームページで「ご契約のしおり・約款」を簡単にご確認いただけます

当社では、お客様の利便性向上と紙資源削減による環境負荷軽減のため、ホームページにWeb 約款\*を掲載し、ご提供しています。なお、この取組みは、SDGsにおける17の目標のうち「12. つくる責任 つかう責任」につながる取組みです。\*「Web 約款」とは、当社ホームページで閲覧いただける「ご契約のしおり・約款」のことです。



スマートフォンやパソコン等でいつでも閲覧できます



文字を拡大して閲覧できます

検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に閲覧できます

SDGs  
12  
つくる責任  
つかう責任

## Web約款の閲覧方法

1. フコクしんらい生命 Web 約款ページにアクセスしてください。

保険をご検討中	ご契約成立（保険証券到着）後
<p>QRコードを読み取る方法</p> <p>スマートフォンなどからQRコードを読み取り、アクセスしてください。</p> 	<p>QRコードを読み取る方法</p> <p>スマートフォンなどからQRコードを読み取り、アクセスしてください。</p> 
<p>URLを入力する方法</p> <p>つぎのURLまでアクセスしてください。</p> <p><a href="https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/consider/">https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/consider/</a></p>	<p>URLを入力する方法</p> <p>つぎのURLまでアクセスしてください。</p> <p><a href="https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/contractor/">https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/contractor/</a></p>

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

2. 該当の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。PDFファイルが開きます。

解約返戻金抑制型医療保険  
(販売名称：ハローキティの医療保険)の  
「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

- ① 「ご契約のしおり・約款」の中から該当する契約日のボタンを選択してください。  
※契約日は保険証券に記載されています。
- ② 「信用金庫からご加入」を選択してください。
- ③ 解約返戻金抑制型医療保険（販売名称：ハローキティの医療保険）の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

## 冊子版「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

冊子版の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合は、生命保険契約申込書の「冊子を希望します」に✓をしてください。ご契約成立後に当社より「ご契約のしおり・約款」を郵送いたします。  
「ご契約のしおり・約款」は保険証券とともに大切に保管してください。